

# 第3次京丹後市地域福祉計画

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

(案)



# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画策定における体制 .....	3
(1) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会 .....	3
(2) 支え合いの地域づくり推進委員会 .....	3
(3) 計画づくりへの市民の参加 .....	4
第2章 計画の基本理念 .....	5
第3章 京丹後市の現状と課題 .....	6
1 各種統計からみた人口構成などの状況 .....	6
(1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況 .....	6
(2) 少子化の状況 .....	7
(3) 障害のある人の状況 .....	8
(4) 生活保護の状況 .....	9
2 地域福祉の現状と課題 .....	10
(1) 地域を支える担い手について .....	10
(2) 地域とのつながりについて .....	13
(3) 地域社会や地域福祉に対する意識について .....	15
(4) 地域での災害対策について .....	17
(5) 地域での防犯対策や見守りについて .....	20
(6) 地域での助け合い、支え合い活動について .....	22
(7) 福祉のあり方とその推進方策について .....	24
(8) 生活困窮者への支援について .....	26
(9) 地域での福祉活動について .....	27
(10) 地域での支え合いの場づくりについて .....	29
(11) 身近な場所での相談体制について .....	30
(12) 地域公共交通と外出支援サービスについて .....	32
(13) 誰もが安心して暮らせる生活環境について .....	33

<b>第4章 計画推進のための基本目標</b> .....	<b>34</b>
1 第2次計画の成果と課題 .....	34
(1) 基本目標ごとの成果と課題 .....	34
(2) 支え合いの地域づくり推進委員会での施策検討 .....	35
(3) 包括的な相談支援体制の強化 .....	35
(4) 第2次計画を踏まえて .....	36
2 推進のための基本目標 .....	37
基本目標1 支え合いの人づくり .....	38
基本目標2 安心・安全な仕組みづくり .....	38
基本目標3 ふれあいの場づくり .....	39
基本目標4 自立を支える環境づくり .....	39
3 第3次京丹後市地域福祉計画体系図 .....	40
<b>第5章 目標達成のための取り組みの方向</b> .....	<b>41</b>
基本目標1 支え合いの人づくり .....	41
基本目標2 安心・安全な仕組みづくり .....	47
基本目標3 ふれあいの場づくり .....	56
基本目標4 自立を支える環境づくり .....	60
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>65</b>
1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進 .....	65
2 社会福祉協議会との協働 .....	65
3 計画の推進状況の把握 .....	65
<b>用語解説</b> .....	<b>66</b>

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の急激な進行、家族形態の変化（世帯の核家族化・単身化など）や個人の価値観の多様化などにより、地域での人と人とのつながりが希薄化し、虐待、孤立死、ひきこもりなど様々な社会問題が深刻さを増しています。また、定職を持たないニートやフリーターと呼ばれる人の増加と併せ、フリーターのままの境遇が長期化する人や、中高年のフリーターも増加し、社会問題化しています。さらに、所得や教育の格差などが広がり、様々な課題が顕在化する中、子どもの貧困対策や生活困窮となった方の自立も大きな課題となっています。

このような中、助け合い、支え合う地域や家族の絆が弱まり、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯など、市民のニーズも多様化、複雑化してきています。

本市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成19年3月に「京丹後市地域福祉計画」（平成19年～23年）、平成24年3月に「第2次京丹後市地域福祉計画」（平成24年～28年）を策定し、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを進めてきました。子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが地域社会の一員として、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるよう、「支え合いの人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場所づくり」「自立を支える環境づくり」の4つを基本目標とし、様々な取り組みを展開してきました。

この間、国においては、介護保険制度の改正や、障害者総合支援法、子ども・子育て関連3法、生活困窮者自立支援法の成立など、様々な法の整備が進められていますが、本市においても、国の基本的な考え方を踏まえながら、第1次・第2次の地域福祉計画の成果や課題を受け継ぎ、新たな福祉ニーズに対応する必要があります。

また、個別分野において地域包括ケア<sup>※1</sup>の推進や地域との連携を事業として展開し、それぞれの取り組みを進めていく中で、市民により身近な立場で行われている、地域における福祉活動との連携が一層必要となってきています。

そこで、本市では社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）をはじめ、関係機関各種団体、自治会（区）などとの連携・協働<sup>※2</sup>を図り、地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、市民などの参加を得て、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域福祉」をより一層進めるために、「第3次京丹後市地域福祉計画」を策定します。

※「※」の印のある語句は資料編に用語説を載せています。なお、計画書内に最初に出ている箇所のみ印をつけています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものであり、平成 26 年 3 月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携するものです。併せて、第 2 次京丹後市総合計画の地域福祉分野の基本計画として位置づけ、他の福祉分野のそれぞれの計画との整合性および連携を図りながら策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示すものであり、誰もが地域の中で安心して暮らせるように地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめており、市民、福祉サービス事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となります。

そして、地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにしていくものとして、社会福祉協議会が「京丹後市地域福祉計画」と連携し、「京丹後市地域福祉活動計画」を策定しています。

どちらの計画も、地域住民を主役として、地域福祉の推進を目指すものであり、地域福祉のあるべき姿を描いています、また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上での中核的な担い手として位置づけられています。

### **市町村地域福祉計画**（社会福祉法から抜粋）

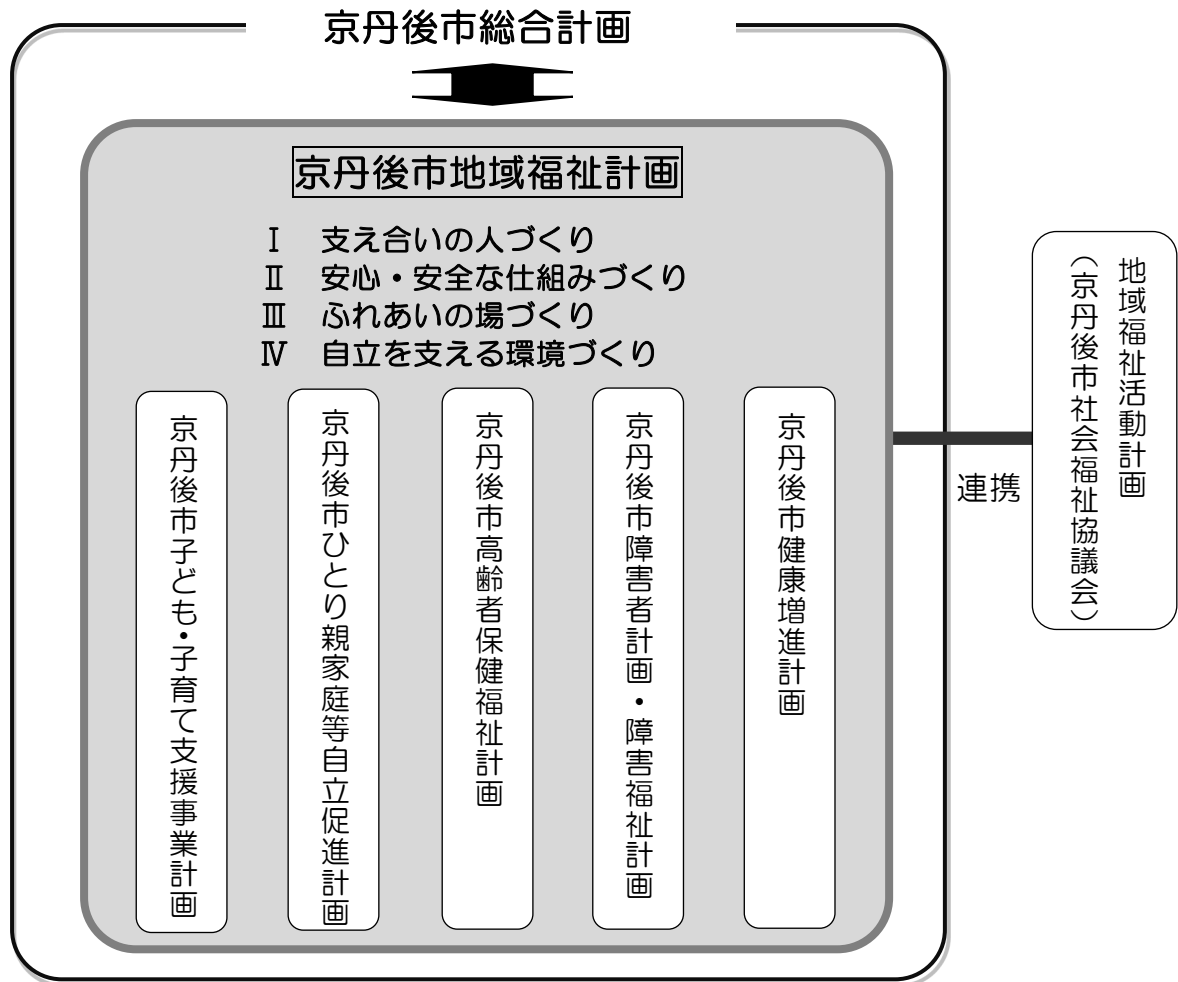
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### **社会福祉協議会**

社会福祉協議会は、昭和 26 年に社会福祉事業法により民間福祉活動の推進を図るために設置されたもので、平成 12 年には、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、福祉サービスの質の向上、地域福祉の推進などを目的とした社会福祉法が成立する中で、「社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明記されました。さらに、福祉サービス利用者を支援する権利擁護<sup>※3</sup>や苦情解決の役割も規定され、地域福祉活動推進の中心的役割を担っています。

## 【京丹後市地域福祉計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年とし、必要に応じ見直します。

### 4 計画策定における体制

#### (1) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者などの委員で構成する「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」と、その審議会を構成する部会の一つである「地域福祉部会」において、精力的に検討を重ね、その内容を本計画に反映しました。

#### (2) 支え合いの地域づくり推進委員会

地域で誰もがお互いに助け合い、支え合って暮らせる地域づくりを目指し、平成 20 年 2 月に市民が中心となって地域福祉計画の具体的施策を検討するために発足した「支え合いの地域づくり推進委員会」において、第 2 次計画の推進状況について把握するとともに、施策の充実や見直しについて協議し、その結果を本計画に盛り込みました。

### (3) 計画づくりへの市民の参加

計画策定の過程において、幅広い市民の現状評価とニーズを把握し、計画に反映していくため、アンケート調査の実施、社会福祉協議会による住民懇談会の開催などにより、市民参加を図ってきました。これらの実施にあたっては、単にデータを収集するのではなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や地域の生活課題を解決する動機付けとなるよう努めました。

#### ① アンケート調査の実施

「地域福祉に関するアンケート調査」は、京丹後市にお住まいの 20 歳以上の方 2,000 人を対象に行いました。

- ・ 実施期間：平成 28 年 2 月 15 日～3 月 4 日
- ・ 調査方法：調査票による記入方式で、郵送による配布・回収

調査票配布・回収の状況

	配布数	回収数	回収率 (%)
峰 山	440	188	42.7
大 宮	360	130	36.1
網 野	480	193	40.2
丹 後	200	106	53.0
弥 栄	180	72	40.0
久美浜	340	139	40.9
不 明		7	
計	2,000	835	41.8

#### ② 福祉サービス事業者への聞き取り

福祉の第一線で活躍され、地域福祉の重要な役割を担っておられる市内の福祉サービス事業者にも、地域福祉に関する聞き取りを行い、ご意見をいただきました。

#### ③ 住民懇談会の開催

地域福祉の担い手となる住民自身が、主体的に地域について考え、まちづくりに参画していくきっかけづくりとして、社会福祉協議会が住民懇談会を開催しました。平成 28 年の住民懇談会は、地域全体で支え合える仕組みを探すことを目的に、「今、地域をつくっている人や組織、企業」や「10 年後にあったらいいなと思うサービス」などについて、互いの情報や思いを出し合い、共有するグループワークを取り入れ実施しました。ここで出されたキーワードを「需要」や「取り組みやすさ」という点で整理し、今後の地域づくり計画の参考としています。

## 第2章 計画の基本理念

第2次計画においては、「**ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後**」を基本理念とし、取り組みを進めてきました。

第3次計画の策定にあたっては、本市の目指す将来像を具体化するため第2次計画の基本理念を受け継ぎ、取り組みを進めていくものとします。

急激な少子高齢化の進行、大規模化・多発化する自然災害、巧妙化する犯罪など、私たちを取り巻く環境が変化中、いつまでも安心・安全、健康で輝き続け、共に生き、支え合い、助け合う社会づくりを具現化するためには、引き続き、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、第2次計画において掲げた、子ども、高齢者、障害のある人たちをはじめ、誰もが地域社会の一員として、ふれあい、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるようなまちづくりを、引き続き進めていきます。さらに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が主体的に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、「地域力」を強化して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

### <参考>

第2次京丹後市総合計画では、福祉分野において、基本理念「自治と協働によって進めるまちづくり」の目標の一つに「お互いに支え合い、助け合うまち」を唱え、基本方針として「支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します」としています。

**ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち**

**京丹後**



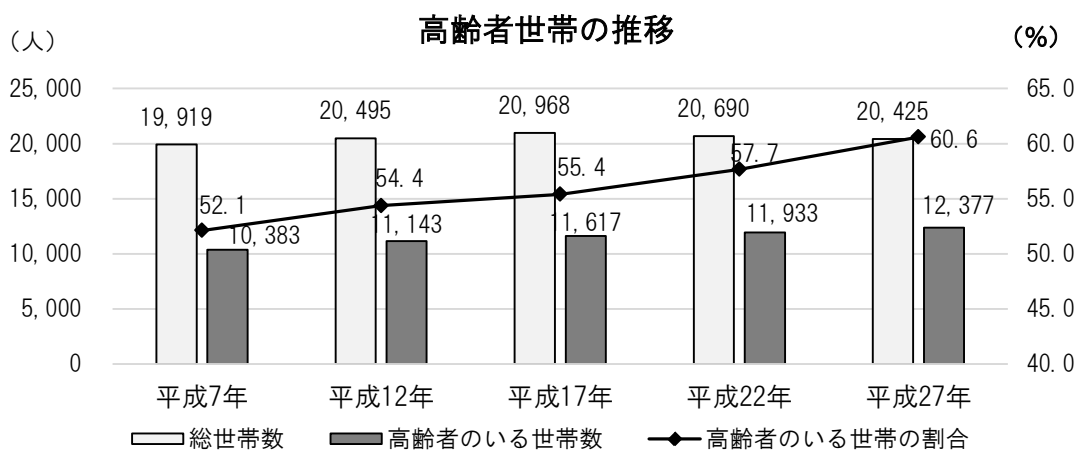
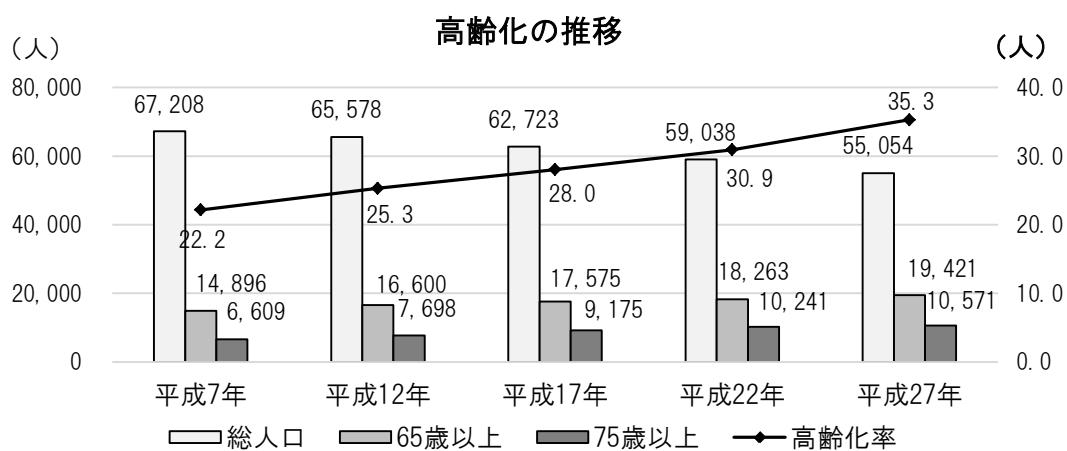
### 第3章 京丹後市の現状と課題

#### 1 各種統計からみた人口構成などの状況

##### (1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況

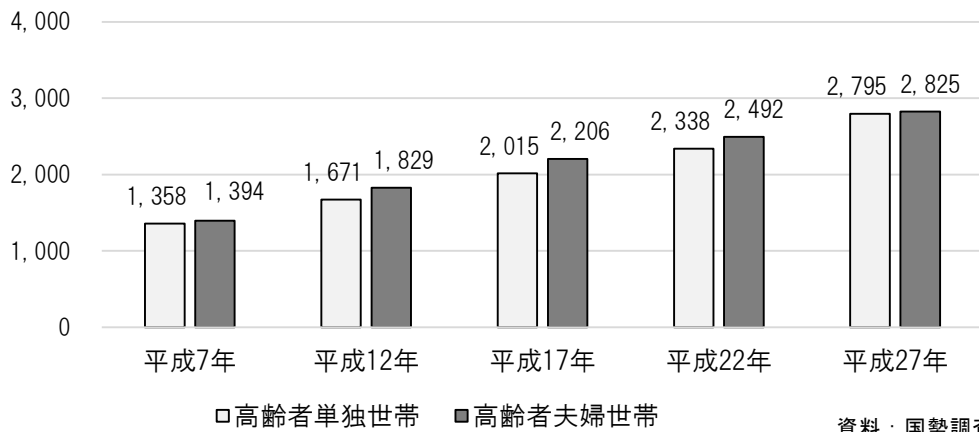
国勢調査における本市の総人口は、平成7年は67,208人、平成27年は55,054人となっており、減少傾向が続いています。その一方で、「65歳以上」の人口については、昭和60年以降増加傾向が続き、平成27年には19,421人となっています。特に後期高齢者（75歳以上）については急激な伸びをみせており、平成27年には10,571人と平成7年時点の1.6倍となっています。高齢化率も平成7年の22.2%から、いわゆる団塊の世代すべてが65歳を超えた平成27年は35.3%となり、年々65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。本市の高齢化は、全国（平成27年：26.6%）、京都府（平成27年：27.5%）と比べても高い割合で推移しており、今後もこの傾向は続くと予測されます。こうした中、高齢者をはじめとした市民が安心・安全に住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、あらゆる地域資源が連携した地域包括ケアのあり方を構築する必要があります。

世帯状況の推移をみると、家族形態の多様化などを背景に平成17年までの「総世帯数」は増加を続けていましたが、平成22年には減少に転じ、平成27年は20,425世帯となっています。また、「高齢者のいる世帯数」については増加傾向が続いており、平成27年には総世帯に占める割合が60.6%（12,377世帯）となっています。



「高齢者単独世帯」、「高齢者夫婦世帯」(夫婦ともに65歳以上の世帯)についても、ともに増加傾向にあり、平成7年と平成27年を比較すると、「高齢者単独世帯」は1,358世帯から2,795世帯へ、「高齢者夫婦世帯」は1,394世帯から2,825世帯へと約2倍になっています。今後も、「高齢者のいる世帯数」「高齢者単独世帯数」「高齢者夫婦世帯数」の増加は一層進むものと予想されることから、地域での見守り活動や要配慮者の把握など、地域住民の協力を得ながら対応していくことが必要と考えられます。

(世帯) 高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯の推移

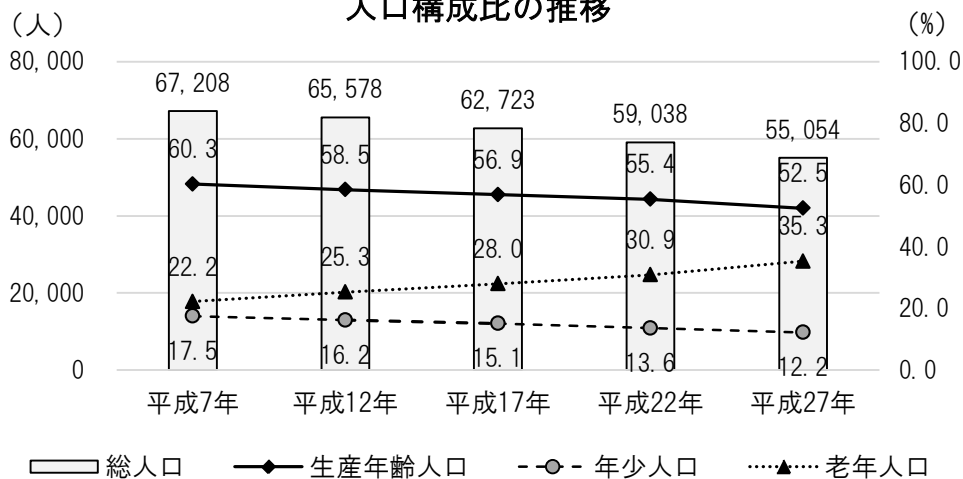


## (2) 少子化の状況

国勢調査における本市の年齢別人口構成比率をみると、老年人口(65歳以上)は平成7年(22.2%)から平成27年(35.3%)までの間で13.1ポイント増加している一方で、年少人口(15歳未満)は平成7年(17.5%)から平成27年(12.2%)で5.3ポイント減少していることから、少子高齢化の現象が顕著に現れています。

また、平成22年と平成27年の国勢調査における年少人口比を比較すると、本市が13.6%から12.2%、全国が13.2%から12.6%、京都府が12.9%から12.3%と、全国的に少子化が進んでおり、さらに、晩婚化や未婚率の上昇などから、今後も少子化傾向は続く予想されます。

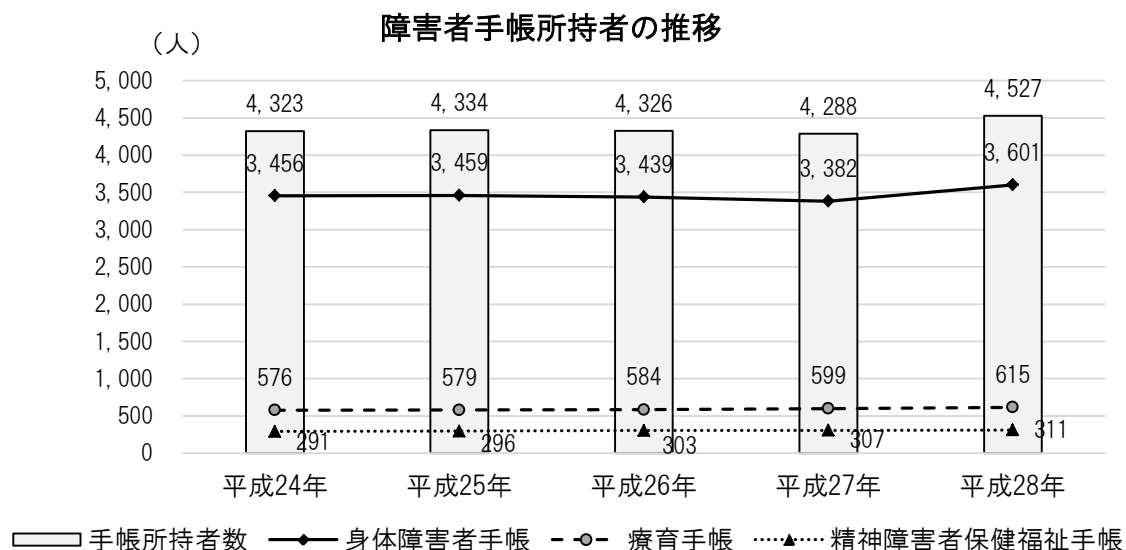
人口構成比の推移



### (3) 障害のある人の状況

本市の障害者手帳所持者数の推移をみると全体的には微増傾向にあり、平成 24 年は 4,323 人であったのが、平成 28 年は 4,527 人と 4 年間で 204 人増加しています。

今後も必要に応じた支援策の充実に努めるとともに、地域福祉の視点に基づき、住みなれた地域で障害のある人一人ひとりに応じた自立と共生の社会づくりが求められています。



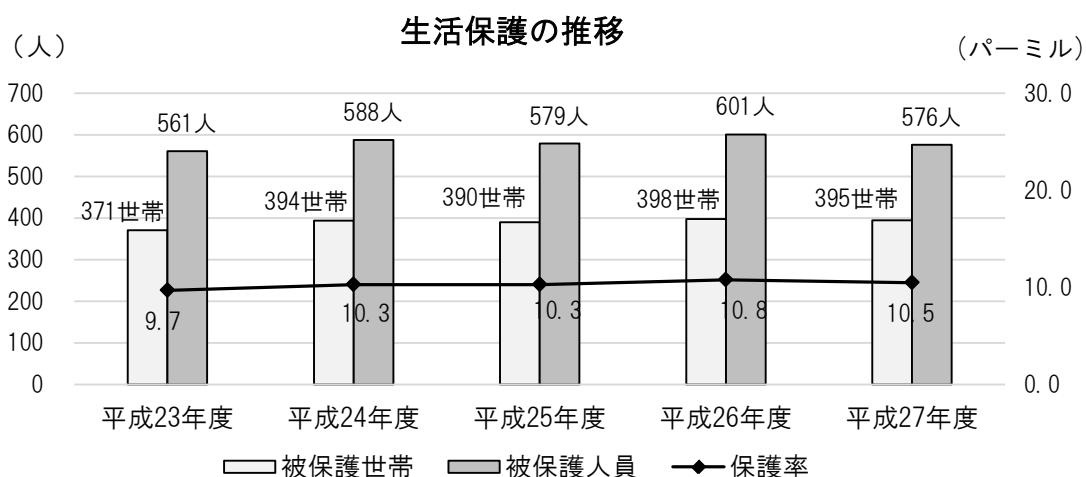
資料：京丹後市障害者福祉課 各年 4 月 1 日現在



#### (4) 生活保護の状況

本市の生活保護の推移をみると、平成 27 年度末と平成 16 年度合併当初の比較では、174 世帯、229 人の増となっています。しかし、近年の 5 年間を見ると、平成 23 年度末は世帯数が 371 世帯、受給者が 561 人、保護率は 9.5 パーミル<sup>\*4</sup>であったのが、平成 27 年度末は世帯数が 395 世帯、受給者が 576 人、保護率は 10.5 パーミルとなっており、世帯数及び人員ともに増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。これは、景気が回復傾向にあることに加え、平成 23 年度に開設された寄り添い支援総合サポートセンターによる、生活保護に陥らない支援体制を構築したことも一つの要因であると考えられます。

一方で、平成 27 年度末の世帯類型別の割合は、高齢者世帯が 183 世帯と約半数を占めており、また、単身者世帯は 283 世帯と全体の約 7 割を占めています。



## 2 地域福祉の現状と課題

地域福祉の現状を把握するために行ったアンケート調査や社会福祉協議会の住民懇談会などから、本市における様々な地域福祉の現状と課題が明らかになりました。本市は広域であり、各地区の抱える現状と課題には違いがありますが、第3次計画においても、本市の福祉の現状と課題を第1次計画・第2次計画と同様に分類し、アンケート調査や住民懇談会の内容から経年比較などを行いました。

### (1) 地域を支える担い手について

#### 現状

地域福祉活動については、多くの地域住民がボランティアとして参加しており、近年のボランティアの登録者数は、以下のとおりとなっています。

登録ボランティア数(延人数)(単位:人)

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
一般	2,072	2,018	1,883	2,034	1,934
災害	386	390	390	360	356
福祉委員	616	614	611	596	610
雪おろし 雪すかし	360	68	40	84	41
合計	3,434	3,090	2,924	3,074	2,941

資料：社会福祉協議会事業報告書

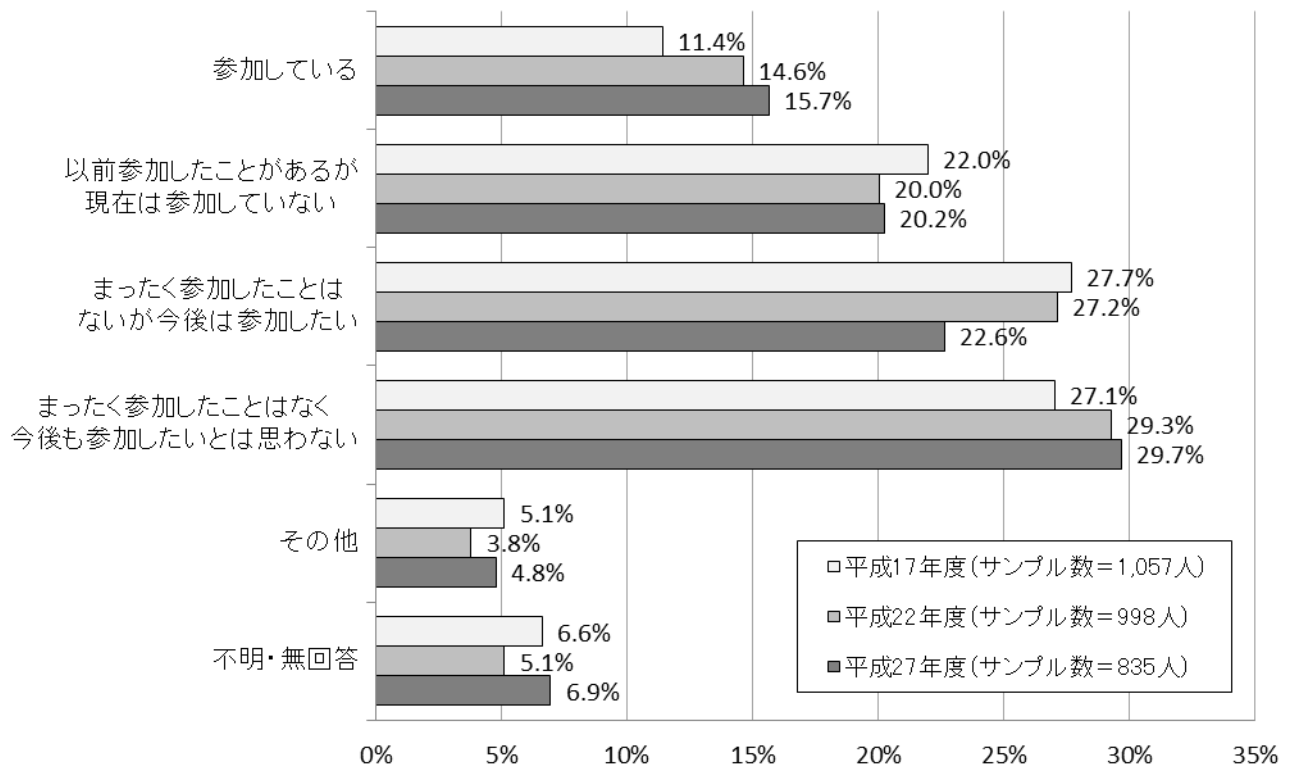
市民の意識をアンケート調査でみると、「ボランティアへの参加状況」では、現在または過去にボランティアの経験がある人は、平成 17 年度では 33.4%、平成 22 年度では 34.6%、平成 27 年度では 35.9%となっており、経験はないが今後ボランティア活動への参加意欲がある人は、それぞれ 27.7%、27.2%、22.6%となっています。現在または過去にボランティアの経験がある人は微増している一方で、経験はないが今後ボランティア活動への参加意欲がある人は、平成 17 年度・平成 22 年度と比べ、平成 27 年度は約 5%減少しています。併せて、参加したことがなく、今後も参加したいと思わないという人は、それぞれ 27.1%、29.3%、29.7%となっており、年が経つにつれ微増傾向にあります。

アンケート調査による「ボランティア参加への理由」については、「自分自身のためになる」が、平成 17 年度では 39.0%、平成 22 年度では 38.2%、平成 27 年度では 36.0%と最も高く、次いで「支え合いのあるまちをつくりたい」が、それぞれ 29.7%、28.0%、31.0%と高い回答率となっています。

すべての年の調査において、同じ理由が上位にあがっている中、ボランティア活動を自分自身のためだけではなく、「支え合いのあるまちづくり」をつくっていくために行っている人が多いことがわかります。

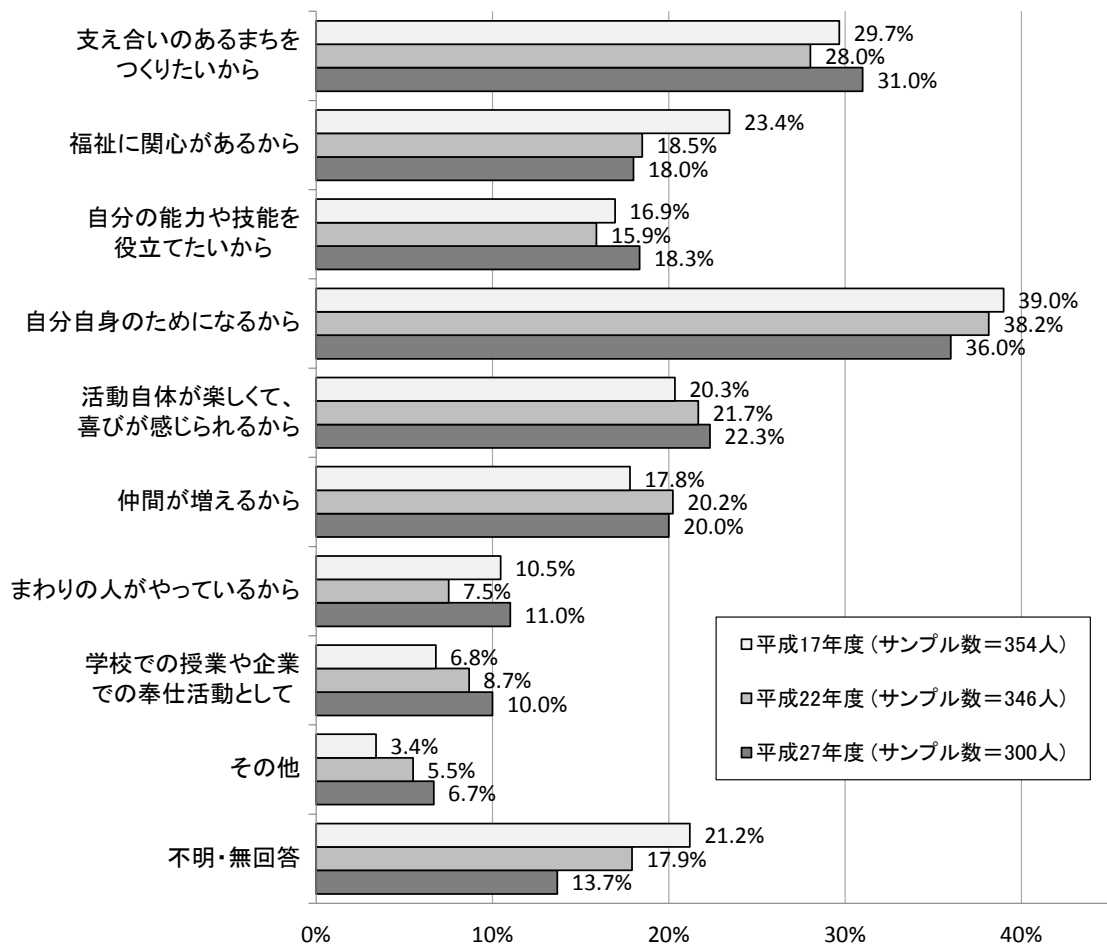
(アンケート調査から)

図表 「ボランティアへの参加状況」について



(アンケート調査から) (複数回答可)

図表 「ボランティア参加への理由」について



(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・ 参加したいが、時間的余裕がない。
- ・ 自分の時間、自由な時間がほしい若者世代に理解を得るのは、なかなか難しい。
- ・ 人材育成について危惧している。定着してくれる若者が少ない。
- ・ ボランティアのリーダーに一番負担がかかっている。ボランティアのコーディネーターがいれば良いと思う。
- ・ 隣近所は高齢者ばかりで、つながりはあっても、助け合いや支援はとても大変で難しい。
- ・ 自分も含めて、意識を変えて地域の助け合いを進めていかないと、行政側だけでは何ともならない。
- ・ 高齢化が進む中、今から近所などと共助をする体制作りを進める窓口が必要だ。

(福祉サービス事業者から)

- ・ 福祉職場に対するイメージが悪い。福祉職員の求人をしていても応募がない。
- ・ 人材の定着・育成が重要である。離職があり、職員不足は解消していない。
- ・ 介護職の不足も重大であるが、看護師も不足している。
- ・ 職員不足は、モチベーションの低下を招く。
- ・ 施設職員不足のために、デイサービス利用が、希望通り利用してもらえないこともあるが、丁寧に現状を伝え、できるだけ希望に添えるようサービス調整を行っている。
- ・ 就職説明会や就職フェアに参加し、応募をお願いしている。腰痛等が原因で離職にならないように、福利厚生の内容や業務の省力化を検討している。また、リフレッシュ休暇を取り入れ、働きやすい職場になるように努力している。

### 課題：地域を支える人づくりが必要

地域での助け合い、支え合いを進める上で、地域福祉の担い手やボランティアの育成は非常に重要です。新たな活動の担い手を発掘・育成するため、活動のきっかけとなる情報の提供や機会の充実、活動団体の紹介や、新たなグループづくりの支援などが必要です。

また、福祉の現場では、マンパワーの確保が大きな課題となっています。高齢化社会が進行する中、福祉・介護サービスの需要はますます大きくなり、サービス利用者のニーズも多様化していますが、これらの状況に対応するためにも、職員の質の向上や待遇改善がますます重要になっています。

## (2) 地域とのつながりについて

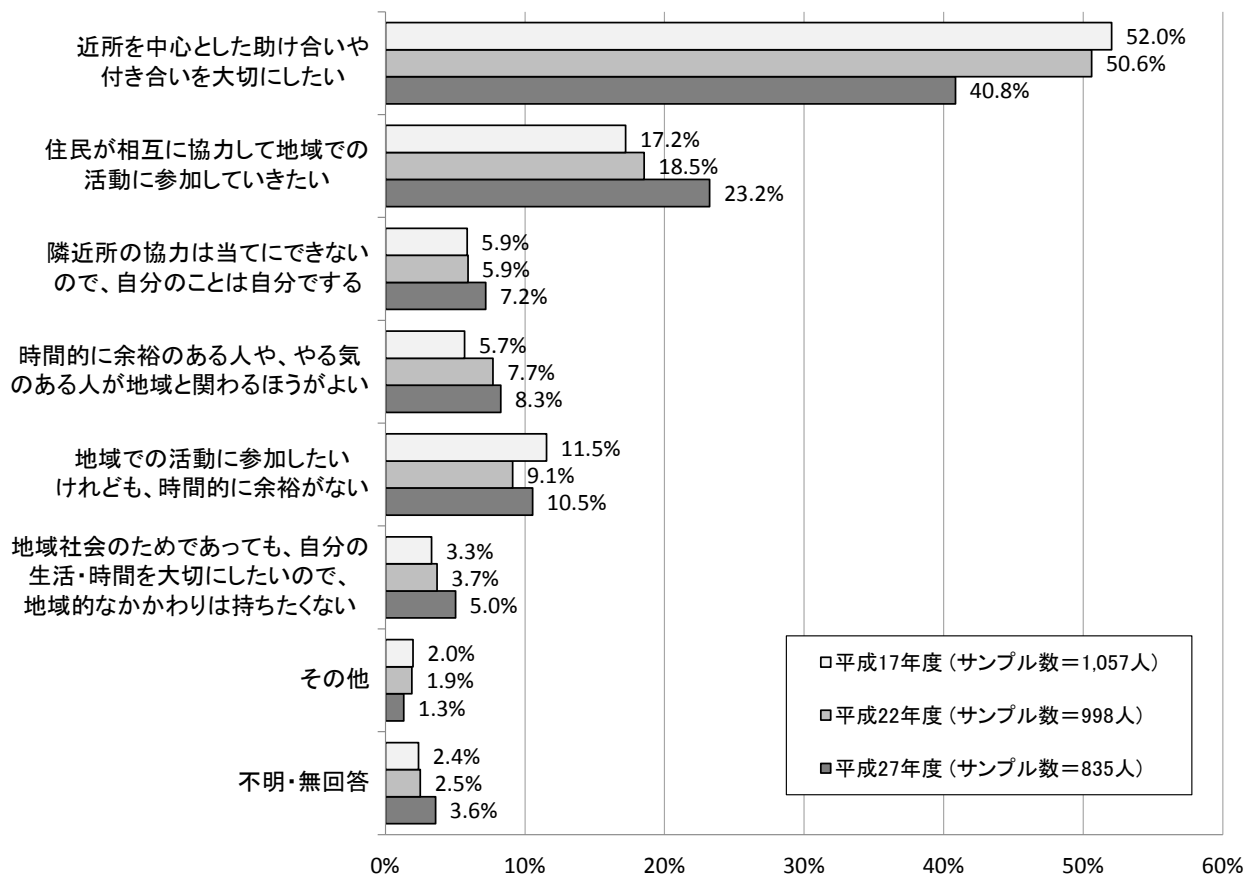
### 現状

アンケート調査によると「地域での人と人とのかかわり」については、「近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が、平成 17 年度では 52.0%、平成 22 年度では 50.6%、平成 27 年度では 40.8%と、すべての年の調査において、最も高い回答となっていますが、平成 27 年度は、平成 17 年度・平成 22 年度と比べ、回答率が減っています。次いで、平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度ともに「住民が相互に協力して地域での活動に参加していきたい」「地域での活動に参加したいけれども、時間的に余裕がない」となっています。

近隣住民との助け合いや協力をしたいと思っている人が多いことから、地域において住民同士が交流できる場の確保や、地域で活動している個人や団体を紹介する機会の充実を図る必要があります。

(アンケート調査から)

図表 「地域での人と人とのかかわり」について





(アンケート調査の自由記入欄から)

- 個人情報の保護によって、結果的に孤立する人が多いのではないか。
- 行政が何でもやれるわけがない。自分が生活している一番身近なところは区である。
- 個人情報保護法の名のもとに、町内等でもお隣の家族構成さえ把握できないケースがある。プライバシー等は尊重するが、これでは地区住民の命を守り、安全安心をみんなで創り上げていくことが困難。
- 福祉に関して一番大事な隣近所の間関係がとても薄い。もっと気楽に声が掛け合える社会ができればよいと思う。
- 近所付き合いを大切にしていくことが大事だと思う。
- それぞれの家庭生活が精一杯の現状だが、地域（隣近所）の中で、もっともっと本当に困ったり悩んだりの事柄が素直に出し合えて、助け合える部分で横のつながりの輪が広がっていく活動が大切だと思う。暖かみのある援助ができる雰囲気不足していると思う。
- 都会に比べて、まだまだ隣近所が親しく接することができるので、その関係が上手く続くように、隣組を大切にしてほしい。
- 特別なことはしなくても、まずはあいさつから。
- 若者が住んでくれないことには、支え合う地域社会の土台ができない。

### 課題：住民参加の支え合う地域づくりが必要

地域福祉の取り組みを進める上で、近所付き合い、住民同士の交流、地域活動などは、活動の土台となるものであることから、近所付き合い、地域の助け合いなど、交流の拡大を図り、顔見知りの関係を広げていくことが大切です。

また、“住民参加”という概念を一層進め、住民と行政がお互いの特性を踏まえた上で、これまでの役割を見直し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを進めることが必要です。

### (3) 地域社会や地域福祉に対する意識について

#### 現状

近年、少子高齢化や核家族化の進行、世帯構成の変化により、高齢者と暮らした経験のない子どもが増えるとともに、地域とのかかわりの希薄化により、地域社会への関心が薄れています。また、地域において、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、子育て世代など、生活上、支援を必要とする方が増えており、市民のニーズも多様化・複雑化しています。併せて、様々な人たちの相互の情報交換や交流の場が少ないことにより、地域への理解や、支え合い、助け合いの大切さへの理解が進んでいない状況が見受けられます。

(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・ 子ども達が自分のできることで、自信を持って頑張る力が身につければと思う。
- ・ 周囲（世間）と違う人を白い目で見ない心の育成、多様性の尊重が必要。
- ・ 大人も子どもも、人権に対して学び、助け合いの必要性を感じてもらうことが大事。
- ・ 地域の住民一人一人の意識改革が必要。
- ・ お互い様、お陰様の精神が地域福祉を育むと思う。地域住民と自治会と市が協力し、そのためにどうするか知恵を出し合うことが必要。
- ・ 阪神大震災、東日本大震災等で教訓を得たように、地域又隣近所のつながりの大切さを個々が意識することが一番だと思う。

(福祉サービス事業者から)

- ・ 福祉職場を身近に感じていただけるように、学生等の福祉体験希望者を積極的に受け入れたい。
- ・ 保育所、学校に来園してもらい、ボランティア活動を通し福祉施設を理解してもらいたい。

## 課題：支え合い、助け合いの意識づくりが必要

心ふれあう、やさしい地域づくりを進めるためには、制度やサービス、施設を充実させることだけではなく、支え合い、助け合いの意識をもつ人を育てることが重要です。

また、子育てや介護の問題の解消を図り、高齢者や障害のある人などに対する偏見・差別などを解消する「心のバリアフリー<sup>※5</sup>」を継続的に推進することが必要です。

さらに、誰もが地域を構成する一員であると認め合い、一人ひとりが同じ地域住民として受け入れられるような地域づくりを目指し、地域社会で支え合い活動の取り組みを推進していくことが求められています。そして、このためには、幼少年期から地域でのつながりの意識を持てるように、様々な出会いや交流の機会をつくることが大切です。

併せて、知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者を支援するための権利擁護事業や成年後見制度<sup>※6</sup>について、広く市民に周知・啓発するとともに、利用しやすい環境を整備し、活用につなげていくことが必要です。

## (4) 地域での災害対策について

### 現状

アンケート調査によると、「災害時、地域において何が一番必要だと思いますか」については、平成 17 年度では「もっと行政の防災対策を充実すべきだと思う」が 37.1%と最も高く、次いで「災害に備え、日頃の訓練が必要だと思う」が 18.0%、「もっと近所・隣組の助け合いが必要だと思う」が 13.2%となっています。

また、「災害に備えて、各家庭で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」（平成 22 年度・平成 27 年度）については、それぞれの年度で順位に変動はあるものの、「家族全員の避難方法の確認」「避難場所と避難ルートの確認」「家族間での連絡方法の確認」「日頃から隣近所とつながりを持ち、助け合える関係を築く」と回答した人の割合が、それぞれ約 5 割から 6 割となっています。

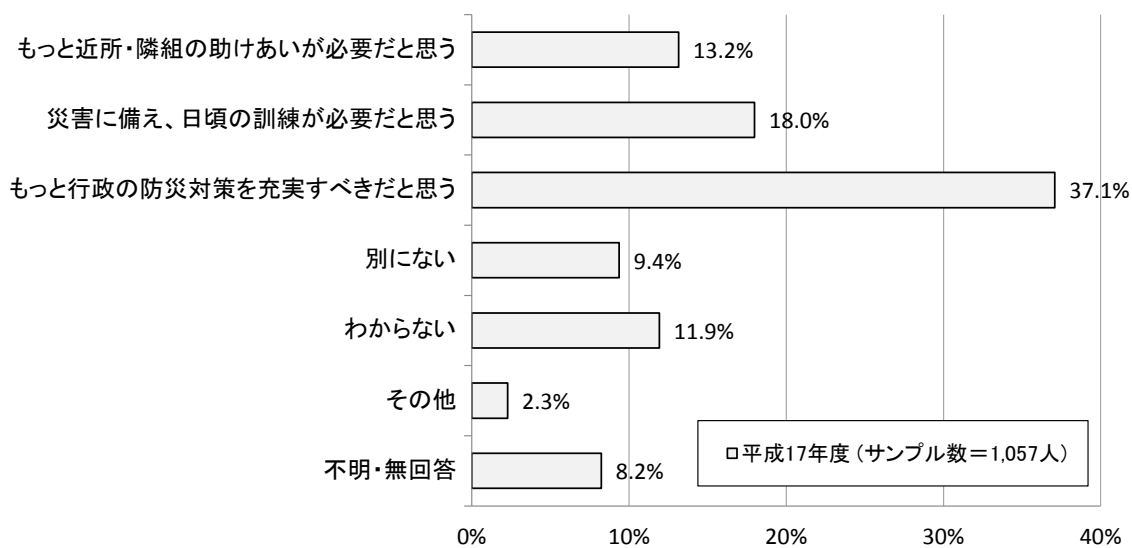
さらに、「災害に備えて、地域で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」（平成 22 年度・平成 27 年度）については、どちらの年度についても、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」がそれぞれ 63.2%・62.5%と最も高く、次いで、平成 22 年度は「高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が 52.7%、「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」が 46.7%、平成 27 年度は「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」が 61.0%、「高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が 54.9%と、上位 3 番目までの回答は同じとなっています。

平成 17 年度と比べ、平成 22 年度・平成 27 年度は「隣近所での助け合いが」高い回答率となっており、近年、自然災害が頻発していることも関係しているのか、近隣近所の住民同士で日頃から助け合うことが必要だと感じている人が増えてきていることがわかります。

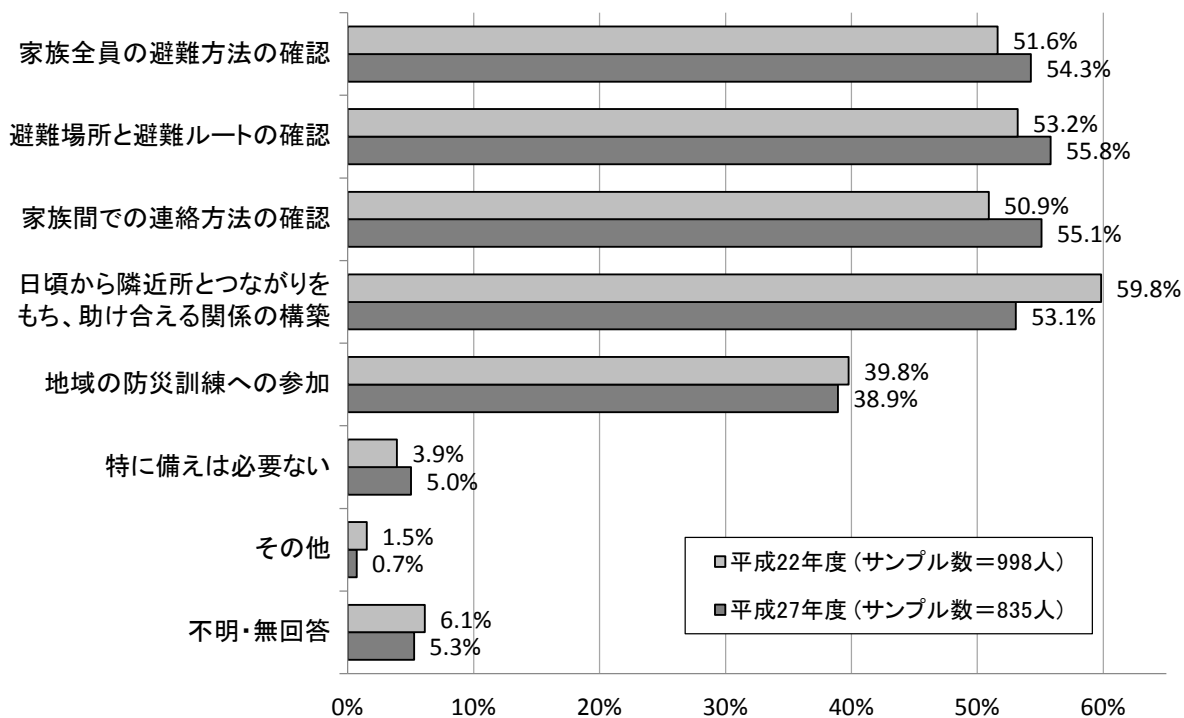
地域では、高齢者や障害のある人など、要配慮者に対する支援体制を整備する必要性を感じている人が、約半数いることから、災害時に弱い立場にある人を地域で支援しようという意識の高さがうかがえます。

(アンケート調査から)

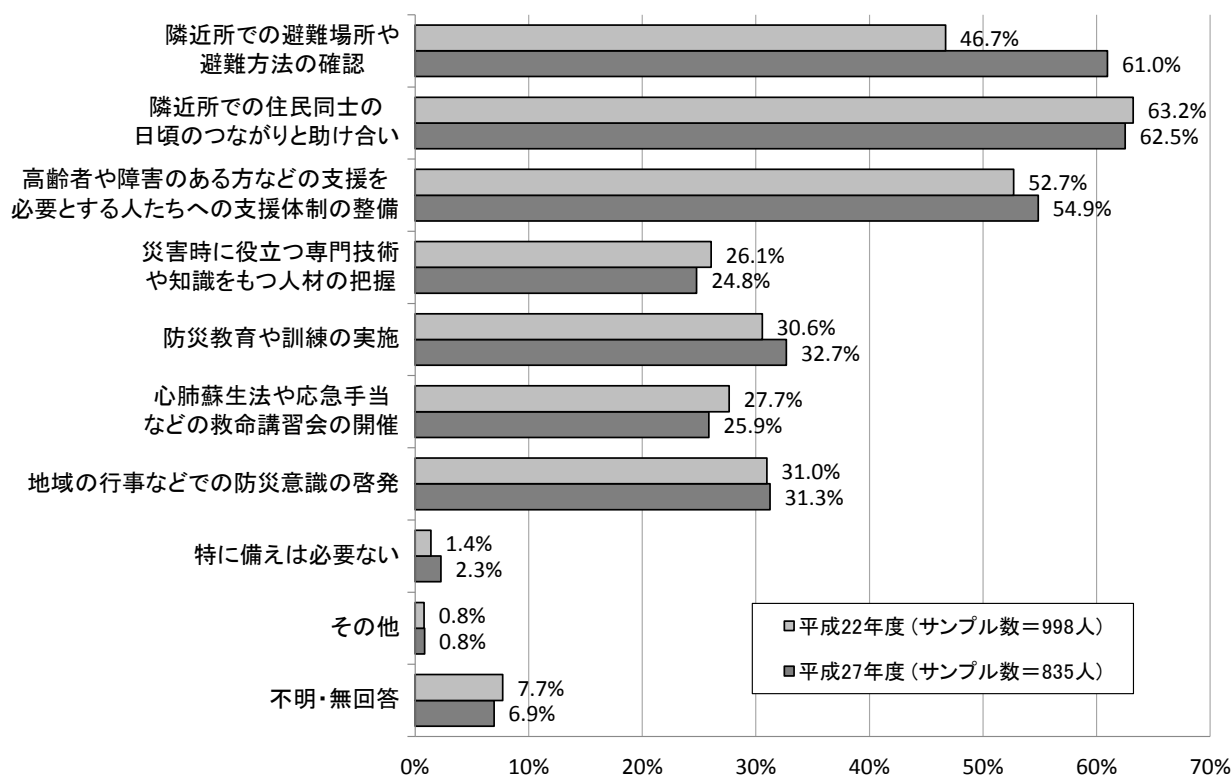
図表 「災害時、地域において何が一番必要だと思えますか」について(平成17年度のみ)



図表 「災害に備えて、各家庭で日頃からどのような備えが必要だと思えますか」について(平成22年度、27年度)(複数回答可)



図表 「災害に備えて、地域で日頃からどのような備えが必要だと思いますか」について（平成 22 年度、27年度）（複数回答可）



（アンケート調査の自由記入欄から）

- どんな災害が起こり得るのか知っておくこと、また、その時どう行動すべきか知っておくことが大切だと思う。
- 避難場所ですっきりとした支援をすぐ受けられるシステムづくりが必要。
- 避難支援者にならなくても、目の前に困っている人がいたら行動したい。
- 自分の可能な範囲で支援ができるよう考えたい。

（福祉サービス事業者から）

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が多く、災害時の協力体制が大切である。

### 課題：地域での災害対策の強化が必要

高齢者や障害のある人など災害時要配慮者の方は、災害時に早急に避難することが困難な場合があります。災害時要配慮者をはじめ、住民の災害時の不安を少しでも軽減するためには、意識して日頃からの声かけや、いざというときの確認、避難の支援を行うことが大切であり、その上で隣近所や地域の果たす役割は非常に重要です。

また、地震や津波などの大災害に備えて、防災訓練の実施やひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの要配慮者の把握など、緊急時に速やかに対応できるよう地域、行政、社会福祉協議会などの関係機関が連携を緊密にしていく必要があります。

## (5) 地域での防犯対策や見守りについて

### 現状

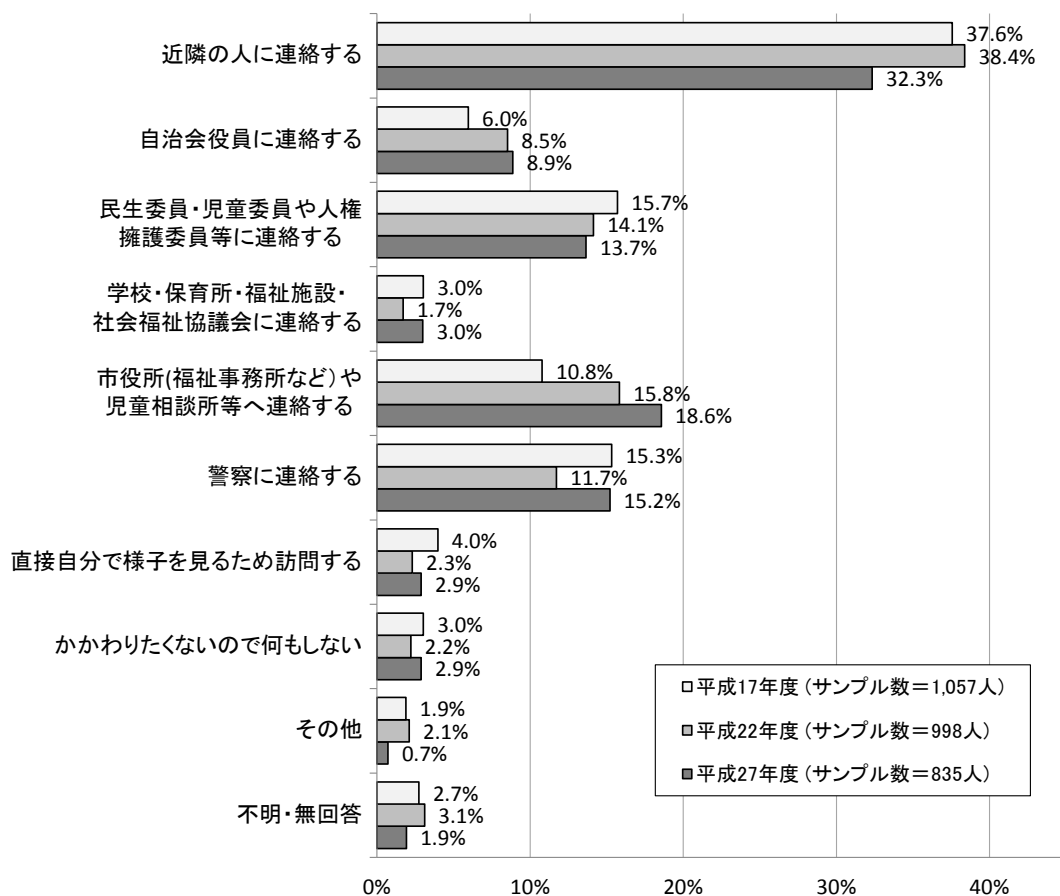
アンケート調査によると、「もしあなたの周囲で事件・事故が起きる恐れがある場合、どう対応しますか」については、「近隣の人に連絡する」が、平成17年度では37.6%、平成22年度では38.4%、平成27年度では32.3%と最も高くなっています。アンケートの実施年によって、順位の変動はあるものの、次いで「民生委員・児童委員や人権擁護委員等に連絡する」「市役所（福祉事務所など）や児童相談所等へ連絡する」「警察に連絡する」と回答した人の割合が高くなっています。

また、「市役所（福祉事務所など）や児童相談所等へ連絡する」への割合が、年を経ることに高くなっている（平成17年度では10.8%、平成22年度では15.8%、平成27年度では18.6%）ことから、市民生活の中で行政機関が相談窓口として少しずつ浸透しつつあることがうかがえます。

一方で、少子高齢化や人口減少が進み、地域での人と人のつながりが希薄化する中、孤独死、ひきこもりや、消費者トラブルなどが問題化してきています。

(アンケート調査から) (複数回答可)

図表 「防犯・事故などの対応」について



(アンケート調査の自由記入欄から)

- 地域内での見守りは、若者は日中不在のため、見守る人も高齢者となっている。
- 配慮を要する高齢者に対しては、日中に巡回することが必要で、悪徳商法等もきめ細かい訪問等により、ある程度は防げると思う。
- 自宅から外出しにくい状態になった高齢者を、個別訪問で見守る体制などではできないものか。
- 街灯が少なく暗すぎる。せめて通学路くらいは明るくしてほしい。
- 街灯の整備、通学路の整備、防犯カメラ、公衆トイレ、公共運動施設などの整備にもっと力とお金をつぎ込んでほしい。
- 通学する時の道で歩道が狭かったり、なかったりして危ない場所が多いように思う。

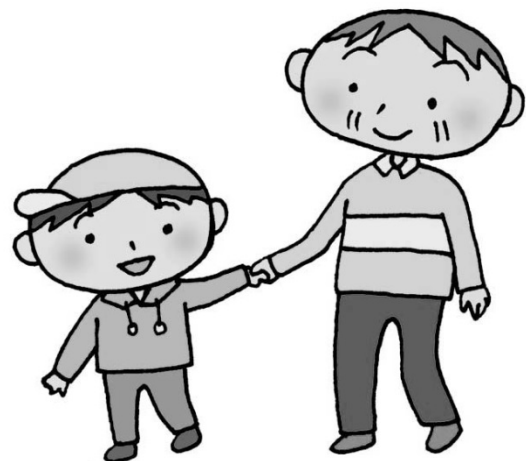
(福祉サービス事業者から)

- 徘徊 SOS ネットワークに参加している。

### 課題：地域での防犯対策や見守り体制の強化が必要

人口減少や少子高齢化の進展により、地域の防犯力の機能低下が懸念される中、それぞれの地域において子どもや高齢者などの日常的な見守り活動や防犯対策を行うことが必要です。

また、住民、関係機関、事業所等と連携しながらネットワークを構築し、地域全体での新たな見守り活動を展開することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることが重要です。





## (6) 地域での助け合い、支え合い活動について

### 現状

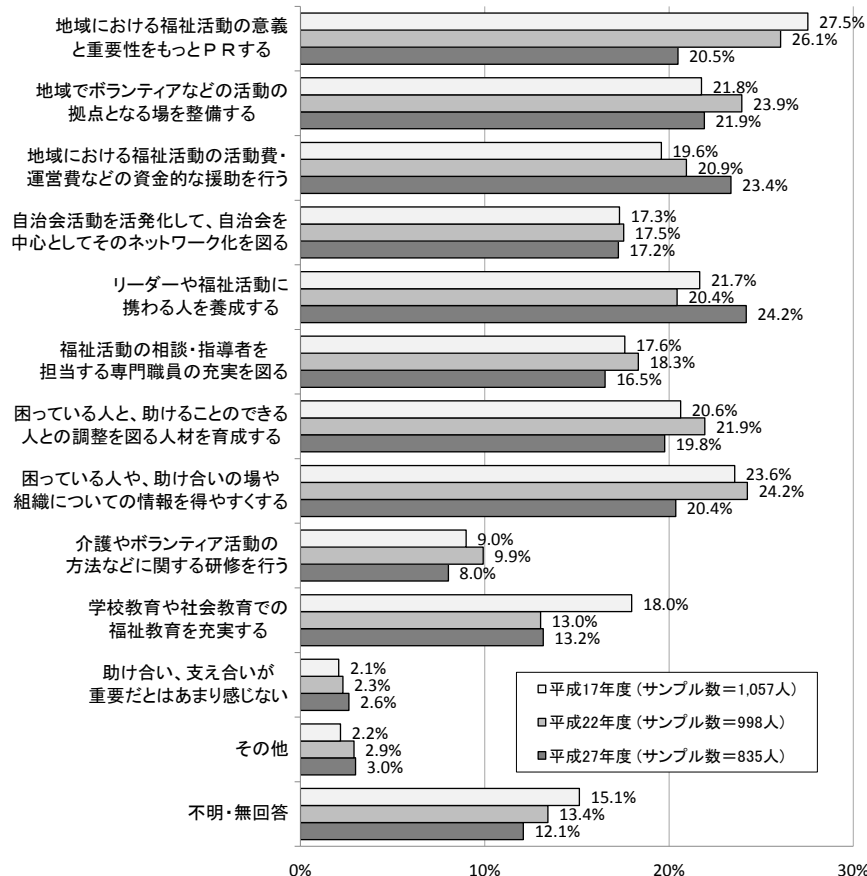
アンケート調査によると、「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」については、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が平成17年度では27.5%、平成22年度では26.1%と最も高くなっていますが、平成27年度は、平成17年度・平成22年度には上位に入らなかった「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が24.2%と最も高くなっており、人材育成を重要視する人が増えたことがわかります。

また、平成17年度・平成22年度は、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」となっていたのですが、平成27年度は、こちらも平成17年度・平成22年度には上位に入らなかった「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」となっており、回答者の意識の変化がうかがえます。

そして、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」は、アンケートを実施したすべての年度において、いずれも3番目に多い回答となっており、一定数の人が活動拠点となる場の整備の必要性を感じていることがわかります。

(アンケート調査から) (複数回答可)

図表 「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」について



(アンケート調査の自由記入欄から)

- 今の時代、何でもホームページとなっているが、年齢層が高い人は、パソコンに触れる機会が少ないと思う。
- ホームページをどこで見るとかわからない。
- 地区の道路事情が悪いことから、救急車、消防車が通行できる道路マップを作成してみてもどうか。

(福祉サービス事業者から)

- 福祉事業を行うにあたり、行政との連携・協力は絶対的に必要であり、色々な面でどこにも負けない京丹後市の福祉内容にしていかなければいけないと思っている。
- お一人の方の生活を守っていくためには、事業者間の情報交換、話し合いや連携が大切である。
- 各種会議で、市からの報告や情報を共有している。

### 課題：支え合い、助け合いの仕組みづくりが必要

地域における助け合いや支え合い活動を活発にするためには、人材育成と併せ、活動を安定させるための資金的な援助や活動の拠点となる場の整備を進めるなど、活動しやすい仕組みづくりが求められています。

また、地域と行政、専門機関などが連携して、支援体制の充実を図る必要があります。

## (7) 福祉のあり方とその推進方策について

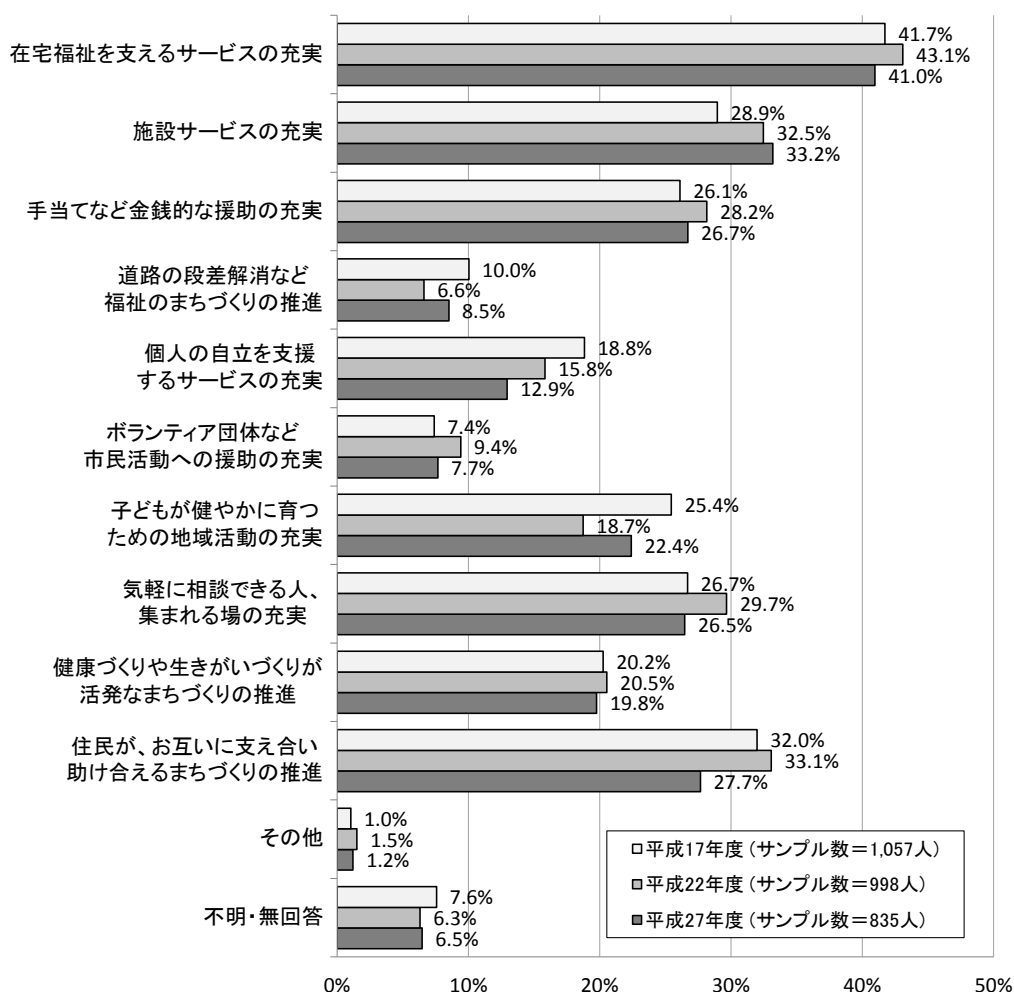
### 現状

アンケート調査によると、「福祉のあり方」については、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が平成17年度では41.7%、平成22年度では43.8%、平成27年度は41.0%と最も高くなっています。アンケートの実施年によって順位に変動はあるものの、すべての年において、「施設サービスの充実」「手当など金銭的な援助の充実」「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」「住民が、お互いに支え合い助けあえるまちづくりを進める」が、他の回答と比べ高い割合となっています。

福祉のあり方については、今後も在宅福祉サービスや施設サービス等の公的なサービスの充実を図る一方で、気軽に相談できる人や集まれる場所の充実など、住民が支え合い、助け合う仕組みや福祉の拠点づくりを進めていくことが望まれています。

(アンケート調査から)(複数回答可)

図表 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切な「福祉のあり方」について



(アンケート調査の自由記入欄から)

- 市による支援策の増強、人的支援、相談窓口の確立が必要。
- 福祉施設へ援助をすることにより、サービス向上につながるのではないか。
- 医療機関や在宅福祉サービスの充実、公共交通機関の整備が必要。
- 放課後児童クラブの時間では、仕事上夫婦とも迎えに行けないことが多く、利用することができない。利用時間を延長し、仕事をしている親を支えるための制度にしてほしい。
- 育児支援にもっと力を入れてほしい。母親が働きやすい環境を増やして欲しい。
- 一人暮らしの安否確認や介護サービスの充実、介護者の負担の軽減を図ってほしい。介護のために仕事を失うことのない社会にしてほしい。
- 独居老人等のうち、希望者宅にナースコールのようなものを設置してほしい。
- 医療や介護の充実。通院、通園等に関する利便性を改善してほしい（自宅から20分以内に通えるような交通機関の充実が望ましい）。
- これからの福祉行政は「出向く」ことが大切であり、高齢者が出向かなくても所用が満たされる政策が必要。
- 地域で助け合うことは本当に大切な事だと思うが、いくら施設が増えてもお金がなく利用ができず、入所を控えている方々もおられると思う。生活が苦しい方への金銭面の支援も必要だと思う。

(福祉サービス事業者から)

- 組織や介護・福祉サービスについて、常に利用者ニーズを踏まえつつ、より緊急性・優先度の高い介護・福祉サービスの提供に努めるためにPDCAサイクルを通じたサービス管理が不可欠であり、常にサイクルに注意している。
- 一人の職員の提供するサービスの質が施設のサービスレベルに直結するため、離職、入替わりはサービスの継続性や質の維持、利用者への安心感・信頼感に影響を与えてしまうので、人材の定着・育成は重要である。
- 苦情や要望は真摯に受け止め、対応をしている。
- 特別養護老人ホームの数が増えている関係もあり、待機者が減ってきている。
- 小規模居宅介護支援事業所で宿泊が簡単にできるようになり、急な対応が可能となった。

**課題：適切なサービスを提供できる基盤づくりが必要**

福祉サービスの利用促進を図っていく上で、必要な時にふさわしい福祉サービスが利用できる支援体制の整備が課題となっています。

また、支援が必要な人に、満足いく福祉サービスが提供できるよう、質の高いサービスや内容の充実を図るだけでなく、サービスを必要とする人が利用しやすいよう、利用を支援する仕組みや利用者の権利擁護を充実させることが重要です。

## (8) 生活困窮者への支援について

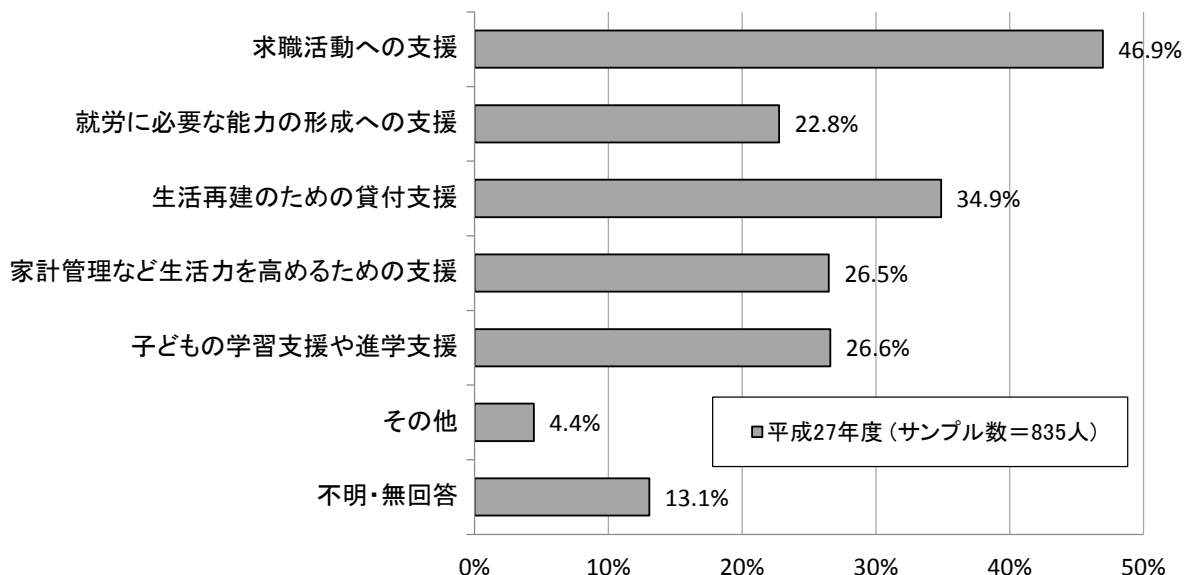
### 現状

家庭、職場、地域、福祉施設等に居場所がなく、社会的に孤立し、生活困窮に陥る人が増えています。多くの悩みを抱え、地域で誰にも相談できず困っていたり、どこに何を相談したらいいのかわからないという状況も見られます。

平成 27 年度のアンケート調査では、生活困窮者になったときに受けたい支援として、求職活動への支援が 46.9%と最も高く、安定した収入の確保が求められています。

(アンケート調査から) (複数回答可)

図表 「生活困窮者になったときに受けたい支援」について (平成 27 年度のみ)



(アンケート調査の自由記入欄から)

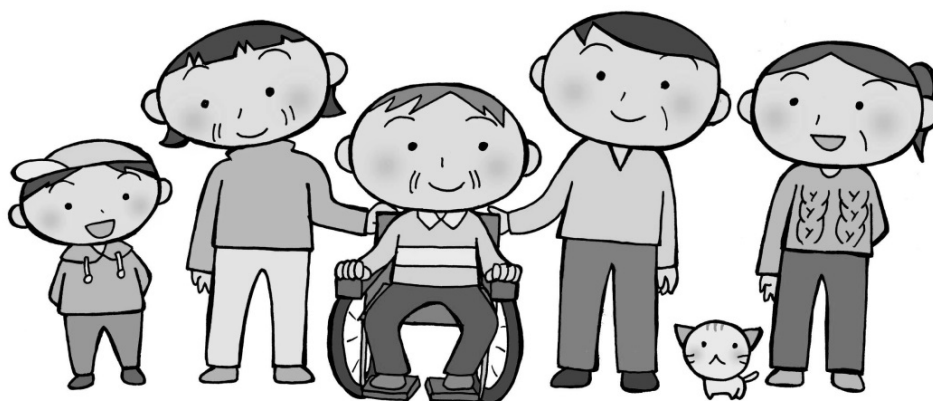
- ・ 日常生活の支援が必要。
- ・ 独居高齢者への支援が必要。
- ・ 最低限の生活のため、とにかくお金が必要。
- ・ 生活をしていく上での様々な手続き、助言等が必要。
- ・ サポーターなど自分から声をあげなくても相談に乗ってくれる人、話を聞いてくれる人、必要な支援、制度を教えてくれる人が必要。あまりにも困っているときは、まともな判断ができないときがある。
- ・ 今の支援制度では、支援が受けられないので、別の支援を考えてほしい。
- ・ 高齢になり、収入が減ったときの支援があればと思う。高齢者がお金をもっていいとは限らない。
- ・ 誰もが差別なく、同じように制度が受けられるようにしてほしい。
- ・ 年金では暮らしていけないので、年寄りにもできる負担の少ない仕事がしたい。年寄り用の求人広告を出してほしい。

## 課題：生活困窮者への包括的な相談体制の構築が必要

困窮状態に陥る原因としては、経済的な問題のみならず、健康・障害・人間関係・家族関係など多様な問題が複合的に絡み合っている場合が少なからずあります。

様々な悩みを抱えている方が相談できる窓口の充実が急務であり、相談者に寄り添い、ワンストップ<sup>※7</sup>で相談支援を行う体制が求められています。

また、高齢者、障害のある人、児童、失業者といった特定の対象者や分野ごとの枠組みに収まらない、地域ニーズに即した包括的な相談支援体制の構築が必要です。



## (9) 地域での福祉活動について

### 現状

福祉委員やボランティアが中心となって実施しているサロン活動は、地域での交流や情報交換の場となっており、高齢者や障害のある人、子育て世帯等への支援につながっています。しかし、人と人とのつながりが少しずつできている地域がある一方で、参加する人が固定されて広がりが伸び悩んでいる地域もあります。また、運営する上での担い手不足も顕在化しており、活動の担い手にかかる負担軽減と併せ、人材の発掘・育成について早急な対策が必要です。

また、サロン活動を実施していない地域への支援や、地域の課題などに応じたサロン活動の展開も求められています。

(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・若い世代が地域に残る(集まる)まちづくりをしてほしい。公民館などでもっと気楽にお喋りできるサロンをしてほしい。知り合い情報を集めたり、情報交換できることがまず一歩だと思う。
- ・高齢者本人が安心して暮らすことができ、なおかつ孤独を感じずに生活してほしいと思う。そうなれば、離れて暮らす家族も安心できると思う。
- ・子どもや若者にも目を向け、地域が明るくなるような活動を期待する。
- ・子ども達の健全育成の場で、地域の人達との交流(野外活動、昔の生活や遊びの話、講演会、音楽に関する発表等)をしたり、お金をかけずに地域の方々が先生になったり、ボランティアで色々としてくださると楽しいと思う。
- ・ひきこもらず、皆が気楽に集まれる場所があればいい。元気なうちに外出して、人と交わり合っていたら、高齢になっても楽しい生活が送れると思う
- ・子どもが鍵っ子にならないため、区民館などでボランティアにて子どもの見守りができたらよい。退職者と子どもの交流ができるだけではなく、高齢者も同じく集う場所となれば望ましい。

京丹後市における地域サロン数

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
高齢者サロン	51 地区	49 地区	43 地区
障害者サロン	4 地区	4 地区	8 地区
子育てサロン	14 地区	12 地区	6 地区
その他(区民対象など)	25 地区	46 地区	71 地区
計	94 地区	111 地区	128 地区

資料:社会福祉協議会

### 課題：地域福祉活動の充実が必要

サロン活動は、高齢者や障害のある人、子育て世帯等の孤独感の解消に役立っています。

今後も地域サロンを継続して実施し、活動を充実するためには、担い手も楽しめる魅力あるサロンづくりを行うことが重要であり、そのためには、リーダーとなる人材の発掘・育成や、活動内容の充実を図る必要があります。

また、高齢化の進行などにより、サロン活動の実施が困難となっている地区に対する支援や、男性も参加しやすいような仕組みづくりなど活動の新たな展開方法について、検討が必要です。

さらに、昨今、社会問題となっている児童虐待や高齢者虐待の早期発見に向け、子育て家庭や介護家庭を支える地域サロンの活用などが期待されています。

## (10) 地域での支え合いの場づくりについて

### 現状

少子高齢化の急速な進行や、個人の価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になり、地域活動への参加者は少なくなる一方で、高齢者や障害のある人、子育て世代など様々な人たちが、地域でふれあえる交流の場を求めています。

また、住民同士の支え合いが広がっていくような取り組みや、ボランティア活動などを行う上で、地域住民のニーズを把握し、地域に必要な取り組みを展開していくための拠点づくりが必要です。

(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・ ひとりでも多く参加できる場所を作ってほしい。
- ・ 雨の日や土日、自宅外で気楽に遊べる場所がなく困っている。小さい子どもが遊べる室内広場がほしい。
- ・ 例えば、旧町の中心部の旧金融機関の建物を多目的な施設にする等を考えてはどうか。
- ・ 空家を利用して、都会から若い人達を移住させ、子ども達と年配者との交流ができて活気のある地域になったらよいと思う。
- ・ 若者の出合いの場が少ないので婚活の場を増やし、子どもを増やして、まちの活性化を考えないといけないと思う。
- ・ 高齢者が集まれる施設をつくり、若者とも交流できるような場になれば良いと思う。

### 課題：誰もが集える場づくりが必要

地域福祉活動を推進する上で、その活動の場を確保することは重要です。活動の拠点としては、地区公民館や空家を有効活用するなど、住民の身近で気兼ねな場所が考えられます。また、誰もが気軽に利用できる拠点とするためには、拠点の管理・運営の仕組みやルールを地域の実情に沿って取り決め、管理・運営にも住民が参加できる仕組みをつくることも必要です。

施設は地域拠点的なものであるため、高齢者や障害のある人が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者が交流できる場所など、様々な機能が求められており、使いやすさや利便性の向上を図ることが課題となっています。



## (11) 身近な場所での相談体制について

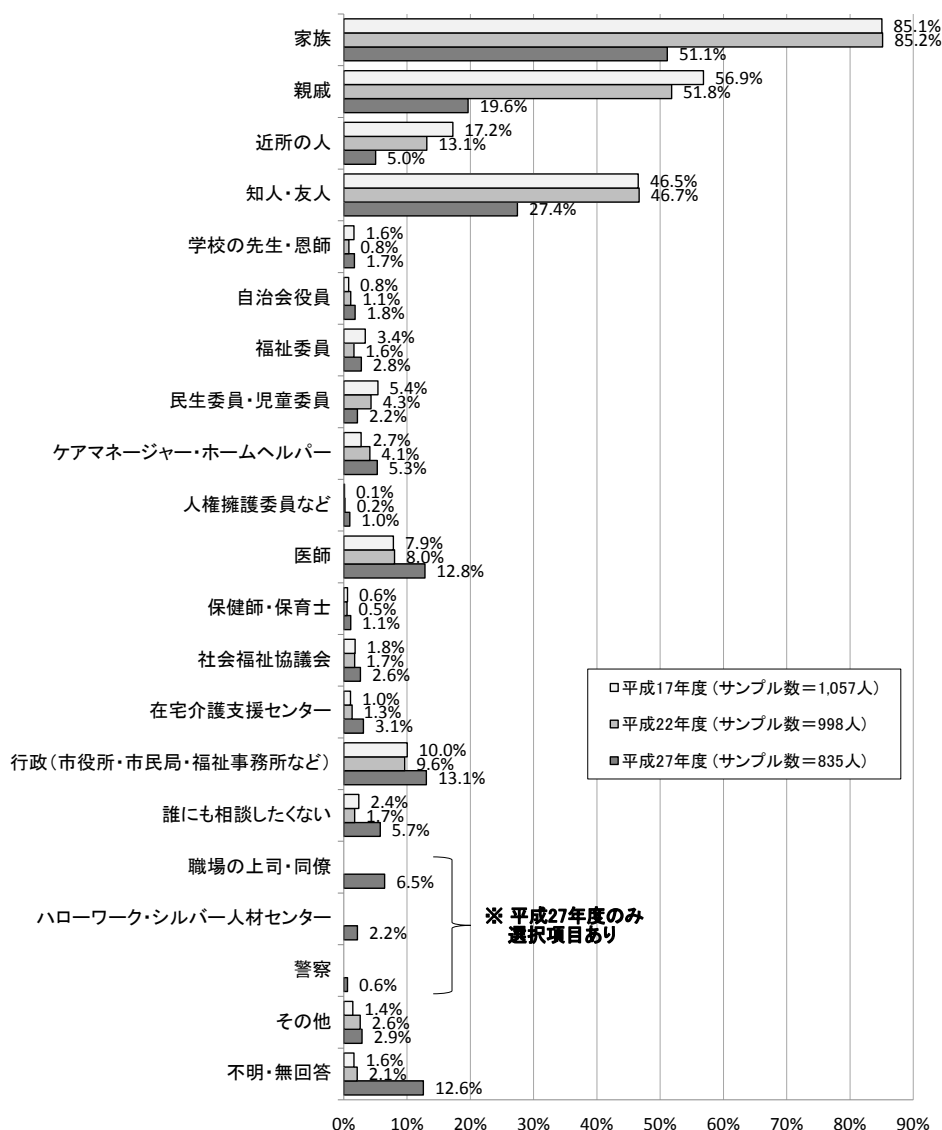
### 現状

アンケート調査によると、「生活する上で困ったときの相談先」については、「家族」が平成 17 年度では 85.1%、平成 22 年度では 85.2%、平成 27 年度は 51.1%とそれぞれ最も高くなっていますが、平成 27 年度は、平成 17 年度・平成 22 年度と比較し、約 3 割も減少しています。次いで、平成 17 年度・平成 22 年度は「親戚」「知人・友人」の順で多いですが、平成 27 年度は「知人・友人」の方が「親戚」より多い結果となっています。

何でも話せる相談先としては、家族や親戚など身近な人が多い結果となっていますが、地域において、住民と行政、専門職等が協働しながら、生活課題を解決できる場の充実が求められています。

(アンケート調査から) (複数回答可)

図表 「生活する上で困ったときの相談先」について



(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・ 誰でも気軽に相談できる場所が増えたら嬉しい。子育てをしている方には、いつでも利用できる病院への連絡先を充実させ、介護をする家族の方には、介護施設が安価で入りやすくなれば、負担が軽くなるのではないか。

(福祉サービス事業者から)

- ・ 病院の連携室を中心に、看取りケアの相談を可能にする位置づけにしたい。
- ・ 地域包括支援センターの認知症初期集中チームと連携し、若年性認知症の仲間づくり、ピアカウンセリング等のシステムをつくりたい。

### 課題：誰もが気軽に相談できる体制整備が必要

現在、様々な関係機関で様々な相談や支援事業が実施されていますが、住民の利便性向上のためには、地域住民が気軽に相談できる体制を整えておくことが何よりも重要です。また、誰もが気軽に集える身近な公民館などを利用した地域のふれあいの機会（サロンなど）の場で、住民同士が相談しあったり、市の職員が地域に出向いて相談できる機会を充実させたりする等、生活課題を解決していくための場づくりが課題となっています。

さらに、地域福祉を推進する上で、大きな役割を担っている社会福祉協議会や民生委員・児童委員について、まだまだ認知度が低い状況であることから、両者が地域の身近な相談相手であることをはじめ、その存在について、更なる周知・啓発を行うことが必要です。

## (12) 地域公共交通と外出支援サービスについて

### 現状

平成 18 年からの上限 200 円バスの取り組み等により、それまで 11,800 人であった公共交通空白地人口は、平成 28 年 10 月時点でおよそ 2,000 人まで減少しました。しかしながら、交通や道路、施設の利用について、不便さを感じている人がまだまだいるのが現状です。

また、高齢者や障害のある人などの中には、外出に支援を要する人も少なからずいることから、移動支援の充実や誰もが安心・安全に外出できる環境を整備することが求められています。

(アンケート調査の自由記入欄から)

- ・ 町の中心にあった店がなくなり、高齢者や、車に乗れない人が不便を強いられている。
- ・ 車がないと生活が困難な地域になっている。移動販売車や預金の引き出しが可能な移動銀行車の運行など公的支援をしてほしい。
- ・ 地区住民が高齢で、買い物にも行けない地域には、小さいバスでよいので走らせてほしい。
- ・ 交通の便が非常に悪いと思う。もう少し便数を増して、病院等へも一人で行けるような住みやすい町にしてほしい。
- ・ 交通の便の確保、特に病院やスーパー等への足の確保が大切だと思う。

(福祉サービス事業者から)

- ・ 介護タクシー事業所が増えたことで、受診だけでなく、外出が簡単にできるようになった。

### 課題：地域公共交通と外出支援サービスの充実が必要

公共交通は、地域の基本的な社会基盤であり、誰もが安心して通院や買い物など、外出・移動できる手段を整備することは、地域福祉を進める上でも非常に重要です。

とりわけ、移動手段が限られた高齢者や障害のある人などが不自由なく外出するためには、地域ごとのニーズを把握し、それぞれの実情に合わせて、公共交通や外出支援サービスの充実など、安心・安全に外出できる環境整備を進めていくことが必要です。

## (13) 誰もが安心して暮らせる生活環境について

### 現状

高齢者や障害のある人などをはじめ、すべての人が安心して暮らしていける地域づくりが求められています。

公共施設等のバリアフリー化を進めているところですが、地域全体として、今後、ノーマライゼーション<sup>※8</sup>の考えが浸透した社会環境づくりを行うことがより一層重要となっています。

(アンケート調査の自由記入欄から)

- 子どもが安全に遊ぶことのできる公園があるといいと思う。公園でなくても、すべり台やブランコなどの遊具が近くにあると嬉しい。
- 自転車や歩行者が自動車を気にせず、安心して通行できる道が少ない。
- 活気ある希望の見えるまちづくりを目指すには、やはり弱者にやさしい地域づくりを目指してほしい。高齢者問題、次代を担う子ども達に対してのハード面、ソフト面ともに充実できるよう、環境、設備投資、人材育成、教育などに力を入れてほしい。
- 高齢の方が住みやすいことも重要だが、それを支える若い世代が住みやすくなければ、独居老人ばかりが増え自治体の負担ばかりが重くなる。若い世代が住みやすく出て行かなくても済むまちづくりにも力をいれてもらいたい。

(福祉サービス事業者から)

- 地域への出前講座による認知症・福祉への理解を得る取り組みをしたい。
- 保育所を365日利用可能にするなど、若者、女性が働きやすい環境づくり、若者が地元で住みたいと思う地域の魅力づくりが必要だ。

### 課題：誰もが暮らしやすい生活環境づくりが必要

公共交通を含む移動手段の確保・充実や公共施設のバリアフリー化など、安全・安心な生活環境づくりをより一層推進していくことが求められています。高齢者や障害のある人が外出しやすい環境づくりを推進することは、引きこもりなどをなくすことにもつながります。

また、市民が憩える場所、子どもが安全に遊べる場所として、遊具などを整備するだけでなく、地域住民の公有財産として、公園などの環境美化に市民一人ひとりが取り組むよう意識を高めることも必要です。

そして、障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会をつくることが何よりも重要です。

## 第4章 計画推進のための基本目標

### 1 第2次計画の成果と課題

第2次計画では、第1次計画に引き続き、基本理念に「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後市」を掲げ、「支え合いの人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場所づくり」「自立を支える環境づくり」の4つの基本目標の下、それぞれ取り組みの方向を示し、具体的な方策の推進を図ってきました。

#### (1) 基本目標ごとの成果と課題

基本目標1「支え合いの人づくり」については、地域のつながりの構築に向けた仕組みづくりや、誰もが地域活動に参加し活躍できる環境づくり、地域福祉を推進する関係者・団体間のネットワークづくりを進めてきました。社会福祉協議会等が進める様々な地域活動により、地域の中での人と人との輪に広がりが見えてきた一方で、依然として地域間における活動内容には差がうかがえます。また、福祉活動を担ってきた民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティアなどの高齢化や固定化、介護・福祉分野における担い手不足が大きな課題となっています。

基本目標2「安心・安全な仕組みづくり」については、福祉サービスの情報提供や適切な利用の支援、災害時などにおける要配慮者の支援体制の充実を図るなど、誰もが安心・安全に生活できる仕組みづくりを進めてきました。しかし、福祉制度の改正や新たな制度の創設、大規模化・多発化する自然災害、巧妙化する犯罪など、私たちを取り巻く環境は変化しており、引き続き、一人ひとりのニーズに対応できる適切な情報提供や支援を行うとともに、安心・安全に関する意識啓発を図る必要があります。

基本目標3「ふれあいの場所づくり」については、小地域いきいきネットワーク事業やサロン活動を実施する地区が増加するなど、地域活動が活発化してきています。しかし、活動内容のマナー化や参加者の固定化、担い手の高齢化などのほか、地域活動に來られない方の状況をどのように把握するかが課題です。今後、活動内容なども検証しながら、成功事例やモデル事例を参考に、更なる地域活動の充実が必要となります。

基本目標4「自立を支える環境づくり」については、公共交通空白地の解消を図ったり、公共施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、誰もが安心して安全に外出できる移動手段の確保など、より一層の暮らしやすい地域環境をつくることが求められています。また、公共交通の充実や誰もが社会活動に参加しやすい仕組みづくりを図るとともに、障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、地域で生活する誰もが生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせるまちづくりを今後もさらに推進していく必要があります。

## (2) 支え合いの地域づくり推進委員会での施策検討

地域で誰もがお互いに助け合い、支え合って暮らせる地域づくりを目指し、平成 20 年 2 月に市民が中心となり、京丹後市地域福祉計画の具体的施策を検討する「支え合いの地域づくり推進委員会」が発足しました。

第 1 次・第 2 次計画の推進状況について把握するとともに、地域福祉施策の充実や見直し、また具体的な取り組みについて協議を行いました。併せて、地域福祉計画の基本目標に関連する様々な地域課題をテーマに掲げ、検討を行い、市に対し提言を行ってきました。

### **支え合いの地域づくり推進委員会での検討内容**

平成 20 年度：「高齢者ふれあいサロン」について

平成 21 年度：「安心・安全な仕組みづくり」について

平成 22 年度：「自立を支える環境づくり」について

平成 23 年度：「支え合いの人づくり」について

平成 24 年度：「高齢者の社会参加と生きがいづくり」及び「地域における福祉力の向上」について

平成 25 年度：「移動・交通手段の充実」及び「地域づくりの担い手について～団塊世代の人材育成～」について

平成 26 年度：「地域の見守り活動の推進」について

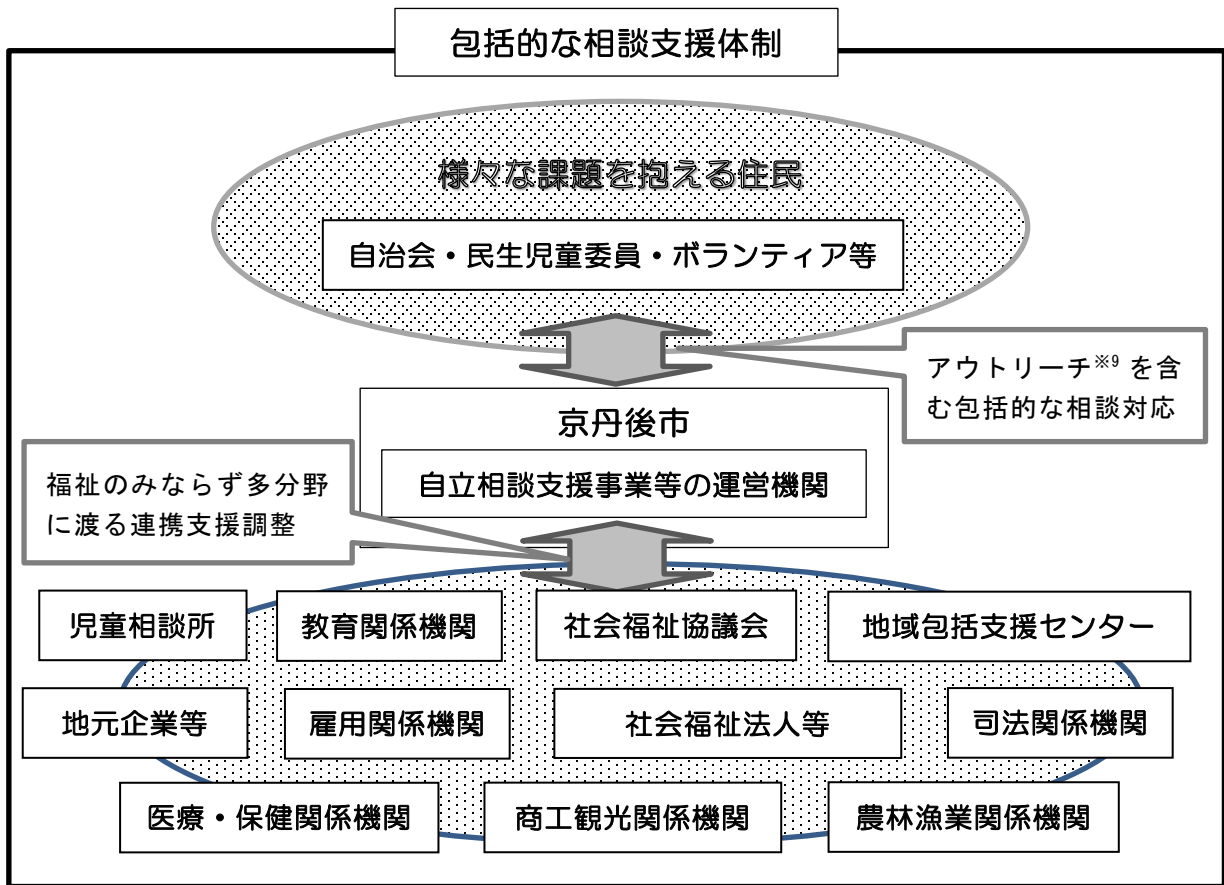
平成 27 年度：「京丹後市の地域福祉に関するアンケート調査」の内容について

平成 28 年度：第 3 次地域福祉計画の策定について

## (3) 包括的な相談支援体制の強化

本市では、様々な悩みを抱えている方のワンストップ相談支援を行う「寄り添い支援総合サポートセンター」を開設し、相談者の利便性の向上と、支援のための連携の強化を図ってきました。

平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、高齢者、障害のある人、児童、失業者といった特定の対象者や分野ごとの枠組みに収まらない、いわゆる制度やサービスの狭間に置かれている人に対し、従来の福祉制度やサービスに留まらず、様々な分野の社会資源と連携し、地域ニーズに即した包括的な相談支援体制の構築を進めています。



(4) 第2次計画を踏まえて

地域福祉という幅広い施策においては、計画全般について、数値目標や指標だけで評価することが困難な部分もありますが、今後は推進体制を明確にした進行管理の中で、多角的な視点のもと、定期的に計画の進捗管理を行うことが必要となっています。

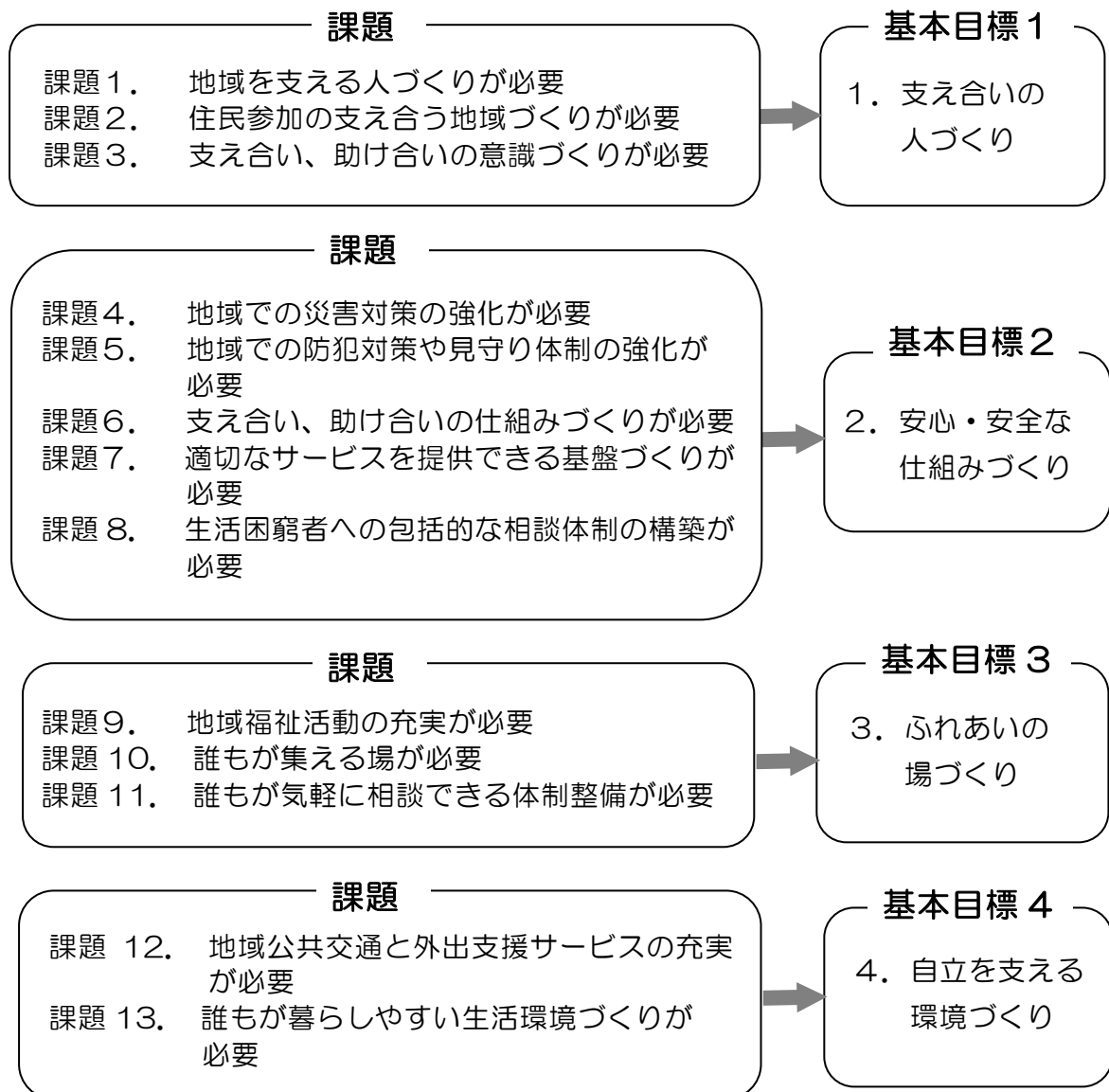
第2次計画の成果と課題を踏まえながら、今後も引き続き、本市の地域福祉の推進に向けた基本理念「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後市」の実現を目指し、住民、行政、事業所をはじめとする多様な主体の協働により、社会情勢の変化に対応しながら地域の課題解決に継続的に取り組みます。

## 2 推進のための基本目標

第3次京丹後市地域福祉計画推進のための基本目標を掲げるにあたり、アンケート調査や住民懇談会、「支え合いの地域づくり推進委員会」などを開催するとともに、第2次計画の成果と課題を踏まえ、総合的に地域の現状や課題の整理をしました。

その中で、生活困窮者に対する支援を強化するため、計画の中に新たに盛り込んだものもありますが、市民の意識、従来からの地域福祉の課題に大きな変化はないことや、地域福祉の目指すところも同じであることから、第2次京丹後市地域福祉計画で掲げた基本目標や取り組みの方向性を、第3次京丹後市地域福祉計画でも引き続き設定します。

今後も、子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが地域社会の一員として、心身ともに健やかに、生きがいをもって住み慣れた地域で暮らすことができるよう、実効性のある計画の推進を目指します。





4つの基本目標について、次に掲げる具体的施策により、福祉のまちづくりを推進していきます。

## 基本目標1 支え合いの人づくり

誰もが地域で幸せを感じながら暮らしていくためには、個人の自立とともに連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めることが大切です。地域をもっと住みよいものにするために、引き続き、地域住民への意識啓発に努め、人権を尊重するなかで人との出会いを大切にするまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、地域の中の福祉活動を広げていくため、大人だけでなく子どもの頃から地域の福祉活動に参加するきっかけを設けるなど、地域福祉を学び、理解を広めるための取り組みを進めていきます。

今後、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員や各種団体などとさらに連携しながら、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が主体的に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、「地域力」を強化して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

### ■ 具体的な取り組み

- (1) 地域福祉の学習と担い手の育成
- (2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）
- (3) ボランティアの育成とNPO<sup>※10</sup>活動の推進
- (4) 定年後の世代の社会参加と生きがいづくり
- (5) 地域福祉に携わる団体との協働

## 基本目標2 安心・安全な仕組みづくり

地域で生活する住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのためには継続して総合相談窓口を中心とした相談体制の整備や、情報提供の充実を図るとともに、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価結果について、利用者への情報公開を促進します。

また、地震や津波などの自然災害はいつ発生するかわかりません。地域で安心・安全に暮らし続けられるためには、災害による被害を最小限にとどめる「減災」の取り組みに加え、地域の事情に即した自主防災組織<sup>※11</sup>の推進、また京丹後市総合防災訓練や災害時要配慮者支援事業など、自治会（区）を中心に、住民と行政、関係機関などが一体となり、協働して取り組んでいく必要があります。

一方、地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域のみんなで作り上げていくよう引き続き支援していくとともに、認知症高齢者などの権利擁護のため、福祉サービス利用援助事業<sup>※12</sup>や成年後見制度の普及啓発及び利用促進に努めます。

#### ■ 具体的な取り組み

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの適切な利用の支援
- (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み
- (4) 子育て、高齢者などを見守る環境づくり
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 生活困窮者等の支援

### 基本目標3 ふれあいの場づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、共に支え合う地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、そこで地域課題を話しあうことが大切です。地域の様々な人が、様々な場所で関わりを持ちながら、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

#### ■ 具体的な取り組み

- (1) ふれあいの活動拠点の確保
- (2) 住民主体の交流の場づくり
- (3) サロン活動の充実と展開

### 基本目標4 自立を支える環境づくり

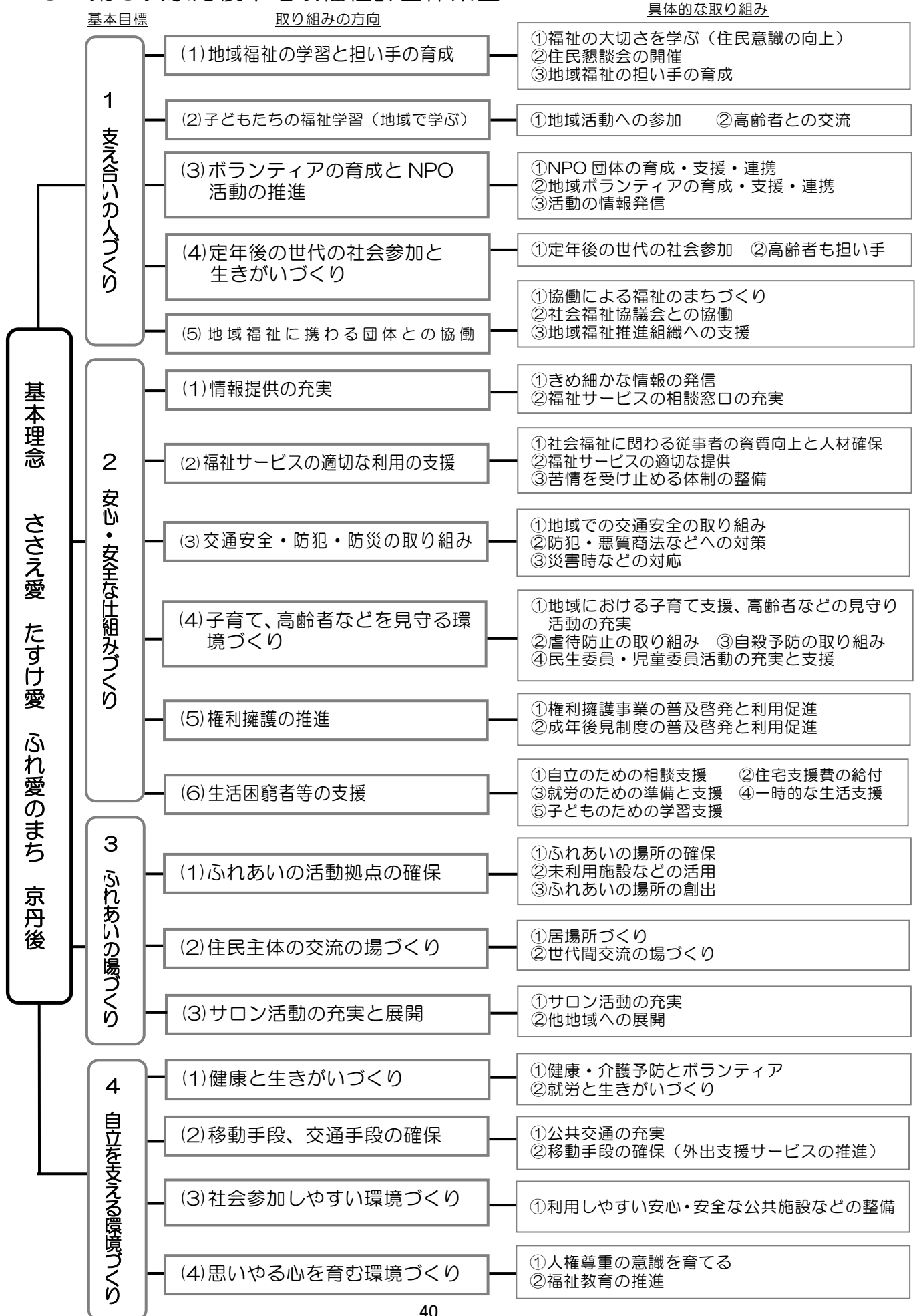
誰もが安心して暮らしていくためには、安全な施設の整備など、利用者に配慮した環境整備が必要です。たとえ福祉サービスが充実していても、利用者が利用できなければ意味がありません。特に高齢者、障害のある人などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今後、さらに公共交通のあり方なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

また、子どもや高齢者、障害のある人など誰もが、安心・安全に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した社会環境づくりを図ります。

#### ■ 具体的な取り組み

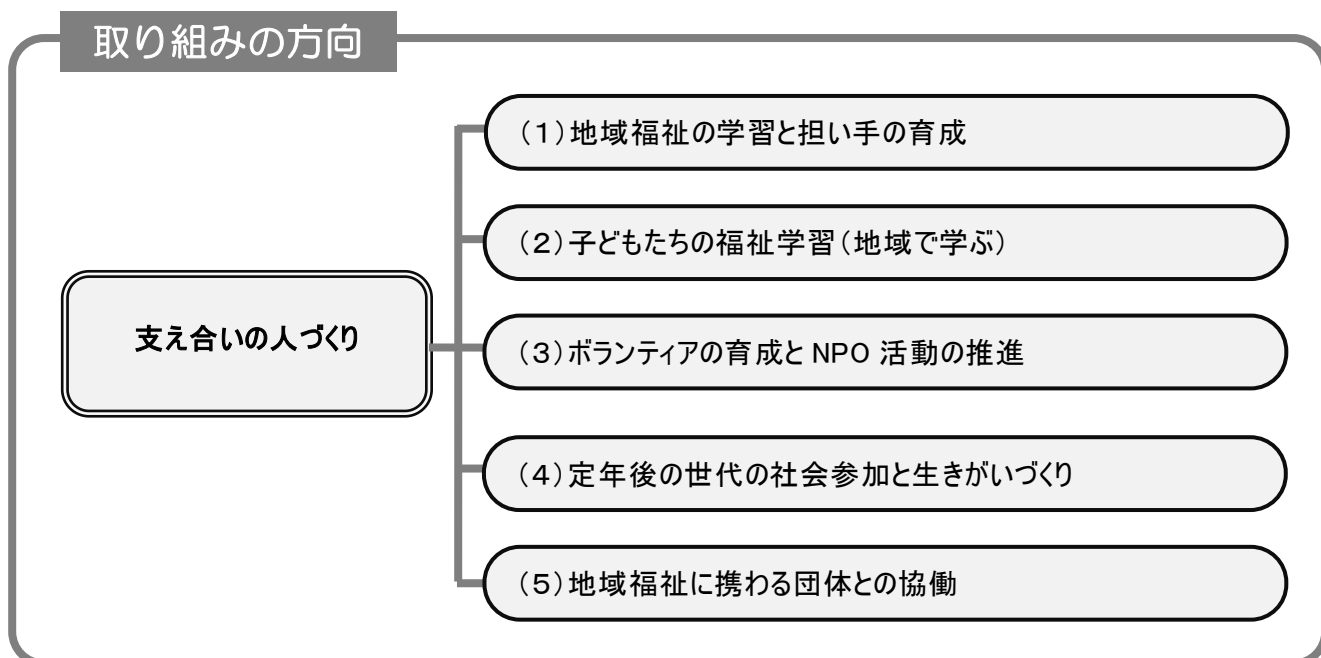
- (1) 健康と生きがいづくり
- (2) 移動手段、交通手段の確保
- (3) 社会参加しやすい環境づくり
- (4) 思いやる心を育む環境づくり

### 3 第3次京丹後市地域福祉計画体系図



## 第5章 目標達成のための取り組みの方向

### 基本目標1 支え合いの人づくり



#### ▶ めざす目標値

主な事業・活動	現状値 (平成 27 年度実績)	事業目標 (平成 33 年度)
アクティブシニア <sup>※13</sup> 講習の受講者数	0 人	アクティブシニア講習を開催し、元気な高齢者が地域で活躍できるよう支援する。 受講者数: 100 人
地域ボランティアの育成・支援・連携	ボランティアに関する相談件数 115 件(平成 28 年 3 月現在) ボランティア登録者数: 2,941 人	研修会を開催し、ボランティアの育成、新規ボランティアの開拓を行う。また、ボランティア活動の相談支援や、ボランティア連絡会への支援を行う。 ボランティア相談件数: 250 件 ボランティア登録者数: 3,500 人

## 具体的な取り組み

### (1) 地域福祉の学習と担い手の育成

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助・自立を基本としながら、多くの人  
が協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

また、身近な生活課題を解決するためには、地域の住民がお互いに知恵を出しあっ  
て取り組んでいくとともに、ボランティア、関係団体など、様々な人たちの協力・連  
携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必  
要です。

さらに、地域住民が主体的に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や  
分野を超えて『丸ごと』つながることで、「地域力」を強化して、住民一人ひとりの暮  
らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を図ることが必要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
1-(1)-①		住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての関心と自覚を高めることができるように、研修会や学習活動などの取り組みや情報提供を通して、支え合い、助け合い、ふれあいの心を育む福祉の啓発に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
①	福祉の大切さを学ぶ（住民意識の向上）		
1-(1)-②		自分が暮らす地域について、懇談会を開催し、身近な生活課題の発見や、その課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	住民懇談会の開催		
1-(1)-③		地域福祉活動を進める上では、限られた人だけでなく、担い手の輪を広げていくことが必要であることから、サロン活動に携わるボランティアなど地域福祉を推進する担い手意識を高めるとともに、地域において核となる人材の養成・育成を図ります。 また、地域福祉を推進するための組織づくりを支援します。	生活福祉課 社会福祉協議会
③	地域福祉の担い手の育成		

## 具体的な取り組み

### (2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）

地域には、その地域の特性を活かした活動や慣習があります。地域の中でお互いに交流することで、今まで培ってきた伝統を知り、今までにない新しいものを取り入れることができる機会を生むことができます。また、子どもたちが地域の交流に参加することで、地域のことを学び、愛着を育む機会となり、人とのふれあいを持つことで、支え合い、助け合いの連帯意識が芽生えます。

さらに、高齢者にとって、子どもたちとふれあい、様々な知識や経験などを教えることは、気持ちが若返り、元気の素にもなり、生きがいにつながります。同時に、次の世代に有形無形の文化として引き継がれ、お互いがお互いの地域の担い手としての関係を生み育むことになります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
1-(2)-①		<p>子どもたちが地域における公民館活動など様々な活動や、催し物、イベントなどへ積極的に参加できるよう支援します。</p> <p>また、学校で実施する福祉の体験学習を通して、様々な福祉課題に対し、具体的に取り組む機会をつくれます。</p>	<p>子ども未来課 学校教育課 社会福祉協議会</p>
①	地域活動への参加		
1-(2)-②		<p>未来を担う子どもたちが昔からの伝統、しきたりを学ぶことは、地域社会の大切さを知り、ふるさとへの愛着を育みます。また、高齢者とのふれあいにより、思いやる心を育みます。併せて、学校や保育所、ふれあいサロンや小地域福祉活動などで取り組む各種事業により、子どもたちが高齢者と交流できる機会の充実を図ります。</p>	<p>長寿福祉課 子ども未来課 学校教育課 社会福祉協議会</p>
②	高齢者との交流		

## 具体的な取り組み

### (3) ボランティアの育成と NPO 活動の推進

一人でも多くの住民が地域や福祉に理解や関心をもち、ボランティア活動に参加することは、地域の福祉力を高める重要な第一歩となります。

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができるよう、各種の取り組みをさらに進めます。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
1-(3)-①			
①	NPO 団体の育成・支援・連携	既存の福祉関係の NPO 団体に対し、話し合いの場を設け、地域における福祉活動を支援します。また新規設立に向けた情報提供などを行います。 福祉分野に限らず、様々な生活課題に関する活動も視野に入れながら、NPO や福祉活動などの関連団体との連携を図ります。	長寿福祉課 障害者福祉課 健康推進課 市民協働課
1-(3)-②			
②	地域ボランティアの育成・支援・連携	人を思いやる心を基本に、誰もが生きがいをもって地域活動に参加できるよう、ボランティアの育成・支援を促進します。 また、社会福祉協議会やボランティア連絡会と協力し、地域の困りごとから生まれる支援を探り、様々なボランティア活動を推進します。	生活福祉課 社会福祉協議会
1-(3)-③			
③	活動の情報発信	ボランティアセンターと連携しながら、先進的・先駆的な活動や優れた取り組みなどの情報を提供します。	生活福祉課 社会福祉協議会

## 具体的な取り組み

### (4) 定年後の世代の社会参加と生きがいづくり

少子高齢社会の中で、豊かな経験・知識・技能をもつ高齢者が社会参加や社会貢献をしていくことは、介護予防などにつながるだけでなく、地域全体の活力を維持するためにも必要なことです。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	定年後の世代の社会参加	<p>定年後の世代の多くの人たちが、これまでの経験を活かした活動、また新しい地域活動に取り組むことができるよう支援し、地域福祉の推進に参加できる環境づくりに努めます。</p> <p>また、高齢者が活躍する場としてシルバー人材センターと連携し、福祉関連事業の推進を図ります。</p>	<p>長寿福祉課 社会福祉協議会</p>
②	高齢者も担い手	<p>高齢者が互いに、いつまでも元気で、生きがいを持ち続け、地域活動に参加できるよう、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人会のボランティア活動などと連携・協力し、より一層の事業推進をします。</p>	<p>長寿福祉課 社会福祉協議会</p>



## 具体的な取り組み

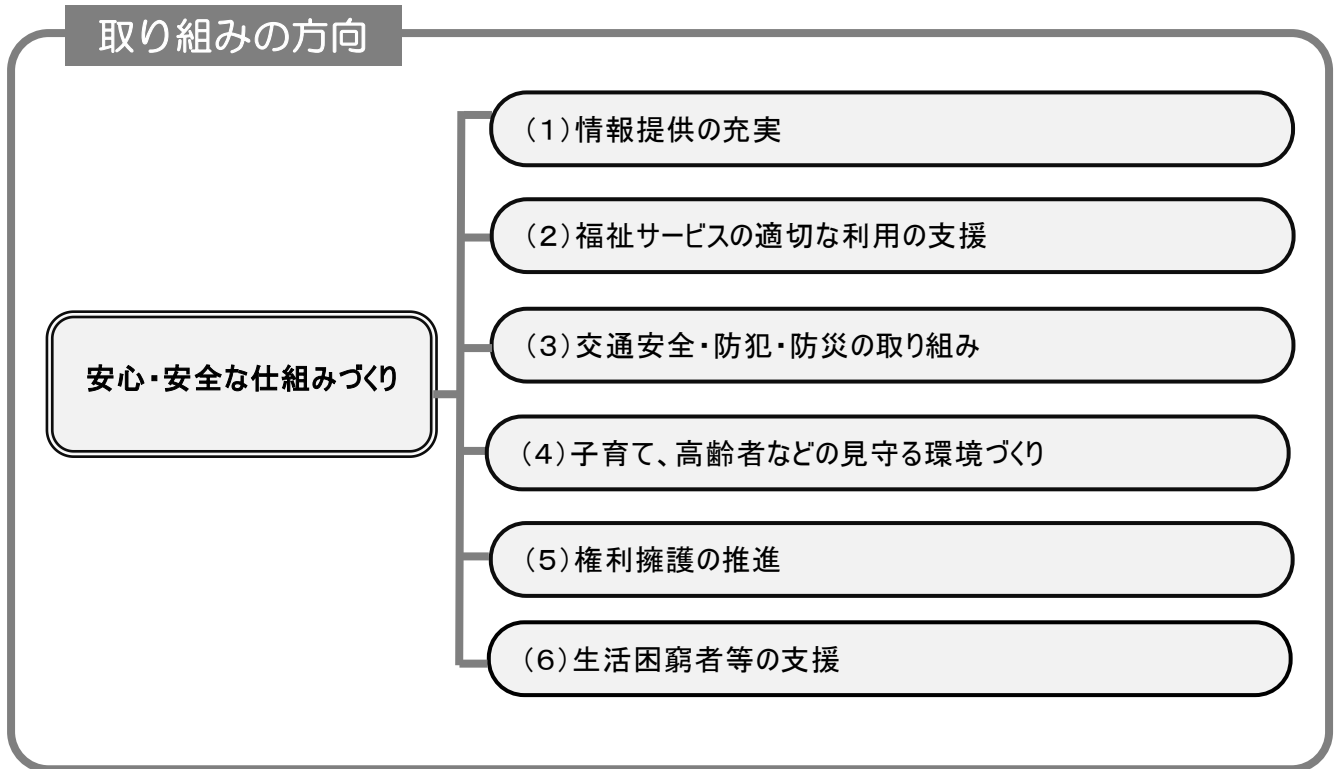
### (5) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉を進める上で、地域の福祉を支える団体、組織などと協働していくことは必要不可欠であり、特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会や福祉サービス事業者とは、連携体制をさらに強化していく必要があります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	1-(5)-① 協働による福祉のまちづくり	地域福祉に関係する団体と協働して、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進します。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	1-(5)-② 社会福祉協議会との協働	社会福祉協議会は、住民参加による様々な福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。この計画において地域福祉を推進していくためには、大切な役割を担っており、今後も協力して取り組んでいきます。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 市民協働課
③	1-(5)-③ 地域福祉推進組織への支援	小地域の福祉活動を推進するため、社会福祉協議会が設置している福祉委員が中心となる組織の取り組みや、ふれあいサロンなどの地域福祉活動は、住民相互の支え合い活動として非常に大切であり、より一層の支援を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会

## 基本目標2 安心・安全な仕組みづくり



### めざす目標値

主な事業・活動	現状値 (平成 27 年度実績)	事業目標 (平成 33 年度)
災害時などの対応 ・災害時における要配慮者の 支援体制の充実	避難行動要支援者登録者数: 1,829 人 避難行動要支援者未登録者数: 58 人	避難行動要支援者登録制度の周知、啓発を継続して行うとともに、関係機関との情報共有により支援体制の充実を図る。 避難行動要支援者未登録者数: 0 人
生活困窮者等への生活から就労にかかる相談支援	新規相談件数: 178 件 プラン作成件数: 28 件 就労支援対象件数: 8 件	国が設定している目標件数を目標値として設定し、事業の周知を図る。 新規相談件数: 216 件 プラン作成件数: 108 件 就労支援対象件数: 64 件

## 具体的な取り組み

### (1) 情報提供の充実

福祉サービス・制度の変更や改正、新たな制度の創設など目まぐるしく社会制度が変動する中で、必要なときに適切なサービスを受けることができるように、各種制度やサービスの内容についての情報が、誰にでもわかりやすく、適切に提供されることが必要です。

また、住民が福祉サービスを自ら選択・決定することができるように、相談窓口や情報提供などの体制の整備がさらに重要となっています。

### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	2-(1)-①	<p>広報やホームページ、パンフレット、防災行政無線やケーブルテレビなどを活用した情報提供や、制度内容を解説したわかりやすい冊子の作成に努めます。</p> <p>また、必要に応じて説明会の開催や、小地域を単位とした懇談会での説明など情報の周知に努めます。</p>	<p>生活福祉課 秘書広報広聴課</p> <p>社会福祉協議会</p>
	きめ細かな情報の発信		
②	2-(1)-②	<p>住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、気軽に相談できる窓口の充実を図り、地域における民生委員・児童委員、各種相談員や相談窓口の周知に努め、それぞれが互いに連携が図れる仕組みづくりが必要です。</p> <p>具体的には、身近な相談場所や関係機関と連携するとともに、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口体制の充実を図ります。</p> <p>また、各地域にある公民館などの公共施設において、掲示板への掲載や資料の常置などにより、各種制度やサービス内容などの情報提供の充実を図り、利用者が十分な情報を得られるようにするとともに、情報交換の場として公民館などの公共施設の活用を促進します。</p>	<p>生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
	福祉サービスの相談窓口の充実		

## 具体的な取り組み

### (2) 福祉サービスの適切な利用の支援

福祉施策の変化などにより、社会福祉関係職員の業務が年々多様化・複雑化し、更なる専門性が求められています。

また、福祉サービスの利用においては、障害のある人たちに要約筆記や手話通訳などの利用支援をするなど、必要な支援を行うとともに、サービスの内容をわかりやすく伝え、サービスを必要とする人を早期に発見することが必要です。併せて、福祉サービスに対する第三者評価、苦情解決体制のより一層の充実が求められています。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
2-(2)-①		社会福祉事業に従事する人たちの人権意識及び個人情報の保護意識を高め、優れた専門性と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修などの充実に努めます。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課
①	社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保		
2-(2)-②		サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、サービス利用にかかる相談や、家庭の事情などにより利用申請ができない人への支援を行います。また、その人にあったサービスが自由かつ適切に選択でき、個人情報の配慮の下、安心して利用できる援助の仕組みづくりを推進します。 適正な福祉サービスが選択できるように、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価結果について利用者への情報公開を促進します。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
②	福祉サービスの適切な提供		
2-(2)-③		サービス内容などに対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりは、一定の整備がされましたが、今後もさらに利用者が利用しやすいように、苦情の申し立ての方法など体制づくりを進めるとともに、苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。	生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
③	苦情を受け止める体制の充実		

## 具体的な取り組み

### (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

高齢者による交通事故は、市内で発生している交通事故の約4割を占めており、交通事故の被害者から加害者になっているケースも増えていることから、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも、子ども、高齢者、障害のある人などに対して、配慮や思いやりの気持ちを持ち、「人優先」の交通安全思想が求められています。また、市内で発生している犯罪は減少傾向にあるものの、高齢者などを狙った特殊詐欺（振り込め詐欺等）の手口は巧妙化しているため、被害に遭わないための注意を促し、関係機関との協力体制の下で防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

地域における日常的な人と人とのつながりは、犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策になり、さらに地震や風水害、火事などの災害時に、安否確認や避難支援などの相互の助け合い活動においても非常に重要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
2-(3)-①		京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会において、関係機関・団体を連携し啓発活動の充実を図ります。 また、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自らが交通安全の大切さを再認識する「京丹後市・交通安全の日（仮称）」を定め、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及に努めます。	市民協働課
①	地域での交通安全の取り組み		
2-(3)-②		京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会において、関係機関・団体を連携し啓発活動の充実を図ります。 また、高齢者などを狙った特殊詐欺（振り込め詐欺等）の手口は巧妙化していることから、その被害に遭わないよう年金支給日を中心として注意を促すとともに、対応策について情報提供や相談窓口の充実にも努めます。	市民協働課 寄り添い支援センター 消費生活センター
②	防犯・悪質商法などへの対策		

事業名等		内 容	主な推進主体
2-(3)-③		<p>災害時の被害を最小限に抑えるため、地域における意識啓発と、自主防災組織づくりへの支援など、地域防災活動の推進を図ります。</p> <p>また、要配慮者に対して、「災害時要配慮者支援プラン」に基づき、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう、自治会（区）を中心としたネットワークの体制を整備します。</p> <p>さらに災害時に備え災害ボランティアの登録を引き続き行い、体制の整備を進めます。</p> <p>災害時以外の緊急事態においても、早期の対応が図れるような基盤づくりと地域による見守り活動を推進します。</p>	<p>生活福祉課 総務課 社会福祉協議会</p>
③	災害時などの対応		

## 具体的な取り組み

### (4) 子育て、高齢者などを見守る環境づくり

少子化により、子どもが少なくなっている中、核家族化や親の就労により、子どもを見守る時間が少なくなっています。しかし、子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちを地域の中で見守ることが大切です。

また、身近な相談役である民生委員・児童委員をはじめ、関係機関などと連携して、地域での見守りや相談体制の充実を図り、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に地域ぐるみで取り組むなど、地域共生社会を目指すことが必要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
2-(4)-①		<p>子育て支援においては、「ファミリー・サポート・センター」や放課後児童クラブ、子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」など様々なサービスの充実と併せて、公民館などを活用した居場所づくりや見守り活動など、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。</p> <p>また、ひとり暮らしや障害のある人、日中一人となる高齢者に対し、日常的に地域に暮らす人たちが訪問したり、地域の行事に参加を促す活動などを支援します。</p>	<p>長寿福祉課 障害者福祉課 健康推進課 子ども未来課 社会福祉協議会</p>
①	地域における子育て支援、高齢者などの見守り活動の充実		
2-(4)-②		<p>児童、高齢者、障害のある人に対する虐待の発生を防止するため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、関係機関による訪問・相談活動を行い、支援を必要とする家庭の早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課 子ども未来課 社会福祉協議会</p>
②	虐待防止の取り組み		
2-(4)-③		<p>自殺につながる暮らしの中の不安や、孤独感の解消に向け、「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」における協議内容をもとに、地域での見守り体制の支援、相談窓口へつながるような支援を図っていきます。</p>	<p>健康推進課</p>
③	自殺予防の取り組み		

2-(4)-④		<p>民生委員・児童委員の役割は、社会情勢における諸課題への対応など、ますます多様化し複雑化しています。プライバシーに配慮しながら、訪問相談活動の充実など、地域福祉の担い手として、地域住民と連携できる環境づくりの推進を図ります。</p>	<p>生活福祉課 各市民局</p>
④	<p>民生委員・児童委員 活動の充実と支援</p>		



## 具体的な取り組み

### (5) 権利擁護の推進

認知症や精神・知的障害で、物事の判断能力が十分でない人が自立した地域生活を送るためには、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援などが必要です。また、高齢者人口の増加により、権利擁護事業及び成年後見制度の相談や利用者の増加が見込まれています。利用者の立場を尊重し権利が侵害されないよう、権利擁護の普及啓発や相談窓口をより一層充実する必要があります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
2-(5)-①		日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理を自己の判断で適切に行うことが困難な方が、安心して適正に福祉サービスを受けることができるよう、福祉サービス利用援助事業をはじめとした権利擁護事業の普及啓発と利用促進に努めます。	長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会
①	権利擁護事業の普及啓発と利用促進		
2-(5)-②		認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、安心して福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに利用支援を行います。	長寿福祉課 障害者福祉課
②	成年後見制度の普及啓発と利用促進		

## 具体的な取り組み

### (6) 生活困窮者等の支援

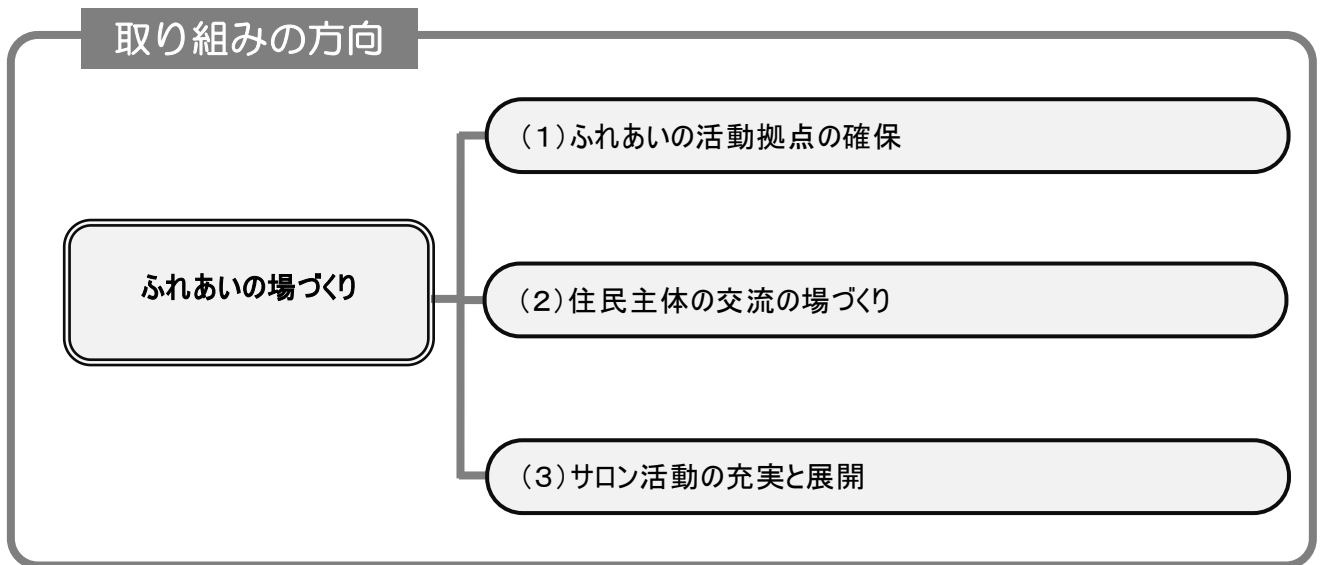
市民の抱える問題は、今日の社会環境の変化を背景に、経済的な問題、社会的な人間関係をめぐる問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など多領域にわたる要因が複雑に絡み合う事により、さらに経済的・社会的困窮などの複雑な問題を引き起こしています。これを一人で解決することは困難であり、その人に寄り添い、問題をとともに考え、最適な制度やサービスを組み合わせることで、複雑に絡み合った問題を解きほぐし、解決をしていく必要があります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
	2-(6)-①	生活や就労等の様々な相談を受け、最適な制度やサービスを組み合わせることで、自立の支援を図ります。	寄り添い支援総合サポートセンター
①	自立のための相談支援		
	2-(6)-②	離職等により経済的に困窮し、住宅喪失又は住宅喪失のおそれのある方に住居費を支給することで、住居の確保と再就労を図ります。	寄り添い支援総合サポートセンター
②	住宅支援費の給付		
	2-(6)-③	直ちに一般就労への移行が困難な方に対して、生活習慣の形成や社会的能力など基礎能力の習得、事業所等での就労体験や技法や知識の取得等を計画的且つ一貫して支援することで、就労の準備を図ります。	寄り添い支援総合サポートセンター
③	就労のための準備と支援		
	2-(6)-④	離職等生活困窮により住居や食糧を失った者に、緊急一時的な宿泊場所を提供して、窮迫状況の解消を図ります。	寄り添い支援総合サポートセンター
④	一時的な生活支援		
	2-(6)-⑤	経済的に困窮している世帯の子どもを中心に、貧困の連鎖を防止するため、学習支援員が対象世帯を訪問し、子どもの学習支援と併せて家庭での学習環境などを整えます。	寄り添い支援総合サポートセンター
⑤	子どものための学習支援		

## 基本目標3

## ふれあいの場づくり



### ▶ めざす目標値

主な事業・活動	現状値 (平成 27 年度実績)	事業目標 (平成 33 年度)
世代間交流の場の確保 小地域いきいきネットワーク事業 における世代間交流の推進	小地域いきいきネットワーク事業 実施地区:140 地区	世代間交流を通じた地域活動の場 づくりと開催支援を行い、実践事例 について情報提供をするなど、更なる 事業の充実を図る。 実施地区:150 地区
サロン活動の充実	サロン数:128 か所 実施回数:1,268 回 延参加人数:22,132 人	実施地区へ継続した支援を行い、 サロン活動の充実と強化を行う。 サロン数:140 か所 実施回数:1,500 回 延参加人数:27,000 人

## 具体的な取り組み

### (1) ふれあいの活動拠点の確保

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。またその活動拠点は、地域住民に身近で気軽に集える場であることが重要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
3-(1)-①		住民自身の手による拠点づくりを支援します。また、地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、コミュニケーションの場の拠点づくりに努めます。	生活福祉課 社会教育課 社会福祉協議会
①	ふれあいの場所の確保		
3-(1)-②		現在使用していない校舎・空家・空店舗などを活用できるよう所有者や関係機関と調整し、利用促進を図ります。	生活福祉課 社会教育課 都市計画・建築住宅課 社会福祉協議会
②	未利用施設などの活用		
3-(1)-③		店舗の一角などに交流の場をつくるなど、生活の中でのコミュニケーションが容易にとれる場所づくりに努めます。	生活福祉課 長寿福祉課 社会福祉協議会
③	ふれあいの場所の創出		

## 具体的な取り組み

### (2) 住民主体の交流の場づくり

すべての人が地域の中で孤立することなく人のつながりの中で暮らしていけるよう、住民の自主的な交流の場づくりやつながりづくりが大切であり、またその活動を支えていくことが必要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
3-(2)-①		子育て世代の親と子、高齢者、障害のある人などが気軽に参加して交流したり、相談できるサロンやコミュニティカフェなどの居場所づくりを行う住民の活動を支援します。	健康推進課 長寿福祉課 生活福祉課 社会福祉協議会
①	居場所づくり		
3-(2)-②		地域においてお互いを理解し、支え合って暮らせるよう、行事などを通じて子どもから高齢者までが交流し、つながりを育む活動を支援します。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	世代間交流の場づくり		

## 具体的な取り組み

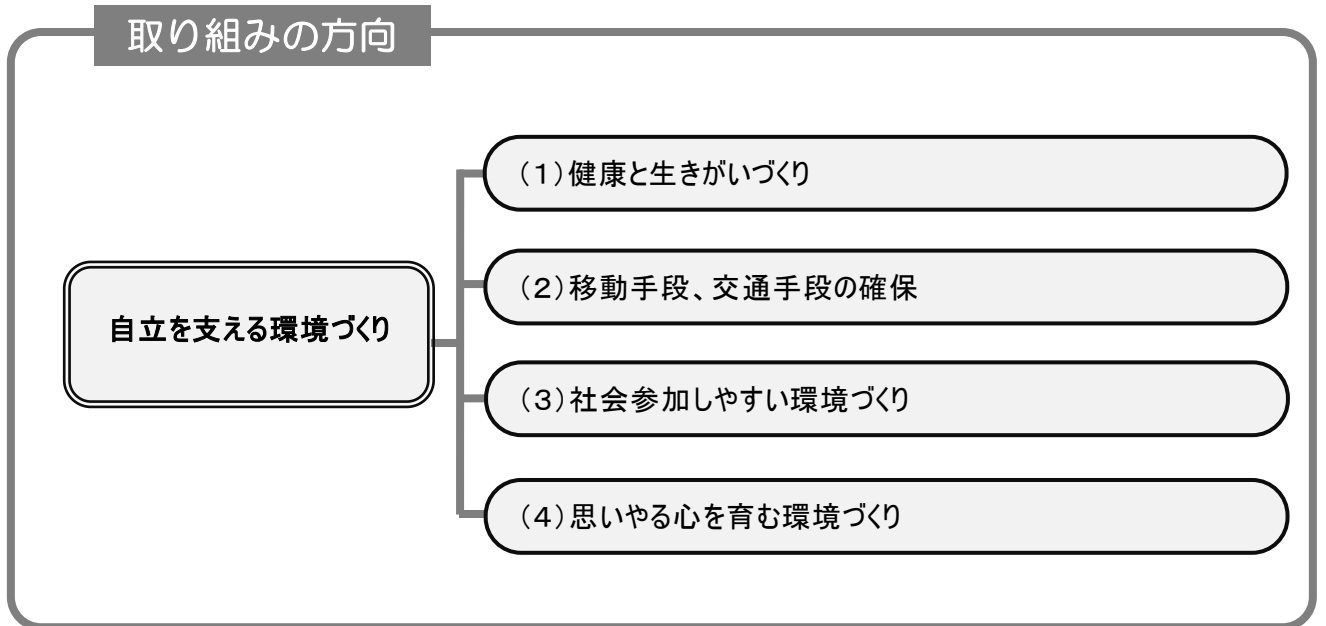
### (3) サロン活動の充実と展開

地域の自主的な取り組みの中で、様々なサロン活動が行われています。サロン活動を継続して実施していくためには、魅力あるサロンづくりを行い、新たな担い手を確保し地域全体で活動を支えていく必要があります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	3-(3)-① サロン活動の充実	ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるように、それぞれの地域において地域に合ったサロン活動や魅力あるふれあいの場づくりの取り組みを支援していきます。	生活福祉課 社会福祉協議会
②	3-(3)-② 他地域への展開	それぞれの地域において行われているサロン活動やふれあいの場づくりの取り組みを、市内全域に広げていき、地域力の向上を目指します。	生活福祉課 社会福祉協議会

## 基本目標4 自立を支える環境づくり



### めざす目標値

主な事業・活動	現状値 (平成 27 年度実績)	事業目標 (平成 33 年度)
健康と生きがいづくり ・京丹後市健康づくり推進員の 育成と支援	健康づくり推進員 : 222 人 研修会年 5 回開催	研修会の実施により、健康づくり推 進員の資質向上を図るとともに、更 なる推進員の育成を行う。 研修会 : 年 6 回開催
人権尊重の意識を育てる	セミナー開催 5 回 人権学習会開催 17 回 人権学習会参加者数 1,960 人	引き続き人権講演会やセミナーなど を開催し、人権教育・啓発に関する 施策を総合的に推進する。 セミナー開催 10 回 人権学習会 20 回 人権学習会参加者数 2,300 人

## 具体的な取り組み

### (1) 健康と生きがいづくり

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことが必要です。

また、高齢者や障害のある人が就労の機会を持ち、自身の持つ力を発揮することは、生きがいや働く喜びを見出していくことにつながります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	4-(1)-①	<p>地域の中で無理のない福祉活動やボランティアに取り組むことは、自己の生きがいや喜びのほか、健康づくりにも役立つと考えられます。また、高齢者にとっては介護予防の施策にもなります。</p> <p>健康づくりと合わせた地域福祉の取り組みをさらに推進していきます。</p>	<p>生活福祉課 長寿福祉課 健康推進課 社会福祉協議会</p>
	健康・介護予防とボランティア		
②	4-(1)-②	<p>高齢者や障害のある人が自ら地域に貢献できる機会を見つけ、就労につながるよう支援していきます。</p>	<p>生活福祉課 長寿福祉課 障害者福祉課</p>
	就労と生きがいづくり		



## 具体的な取り組み

### (2) 移動手段、交通手段の確保

公共交通が不便な地域では、高齢者や障害のある人などにとっては、外出が困難な場合があります。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければサービスを利用することができません。高齢者や障害のある人などが円滑に利用できる公共交通の更なる充実や外出支援サービスの推進が必要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
①	4-(2)-① 公共交通の充実	高齢者人口の増加により、高齢者世帯や高齢者単身世帯が増加しています。特に高齢者や障害のある人などにとっては、公共交通は移動手段としての重要な役割があるため、市地域公共交通会議などでの様々な協議を通じて、より便利な公共交通体系の構築へ向けて取り組みます。	企画政策課 長寿福祉課 障害者福祉課
	4-(2)-② 移動手段の確保 (外出支援サービスの推進)	高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるよう、ボランティア団体やNPO法人 <sup>※14</sup> 、民間運送事業者などと連携し、ガイドヘルパーの育成や福祉有償運送事業の充実を図ります。	長寿福祉課 障害者福祉課 社会福祉協議会

## 具体的な取り組み

### (3) 社会参加しやすい環境づくり

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、様々な場所における安全の確保と、高齢者や障害のある人にも安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等	内 容	主な推進主体
4-(3)-①	高齢者や障害のある人などすべての人が、安心して暮らせる環境づくりが大切です。関係機関や関係団体との連携を深め、公共施設などのバリアフリー化を推進します。	障害者福祉課 長寿福祉課 都市計画・建築住宅課 土木課
① 利用しやすい安心・安全な公共施設などの整備	また、高齢者や障害のある人の安全を確保し事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。	

## 具体的な取り組み

### (4) 思いやる心を育む環境づくり

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と他人を思いやり、お互いが助け合う精神にあります。こうした人権尊重の意識を高め養うため、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、様々な機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることを理解する必要があります。また、福祉教育や福祉の体験学習などの取り組みは、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

#### ▶ 主な事業・活動

事業名等		内 容	主な推進主体
4-(4)-①		<p>地域福祉の推進にあたっては、支援を必要とする人たちが人として尊重され、人間としての尊厳を持って自立した生活を送れることが必要です。</p> <p>地域において、福祉への理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立しお互いを認めあい、国や文化が異なる人々も含め、共に生きる地域社会の実現に努めます。</p>	市民環境課 子ども未来課 社会教育課 社会福祉協議会
①	人権尊重の意識を育てる		
4-(4)-②		<p>次代を担うリーダーとなるべき子どもたちが地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の総合的な学習の時間を活用した福祉教育を推進します。</p>	学校教育課 社会福祉協議会
②	福祉教育の推進		

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 地域住民、福祉サービス事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、福祉サービス事業者やNPO、行政、社会福祉協議会や学校など、そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、福祉サービス事業者、各種関係団体、NPO、民生児童委員協議会など多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

### 2 社会福祉協議会との協働

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものがあります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となっています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図るとともに、あらゆる課題に対してお互いに協働して、本計画の推進を図ります。

### 3 計画の推進状況の把握

本計画の推進を図るため、地域住民や福祉関係者などの協力を得ながら、計画の進捗状況について把握するとともに、評価・検証を行い、他計画との調整を図りながら本計画の円滑な推進に努めます。また、計画の評価と見直しを行う中で、第4次計画につなげていきます。

## 用語解説

- 1 **地域包括ケア** 地域包括ケアシステム。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。
- 2 **協働** 一般的には、「同じ目的のために、協力して活動すること」を意味する言葉ですが、この計画においては、まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってともに協力して、取り組むこと。
- 3 **権利擁護** 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。
- 4 **パーミル** 千分率のこと。記号はパーセント(%)の分母に0が一つ増えた「‰」で表される。
- 5 **バリアフリー** 「障壁」がないこと。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような場所、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。
- 6 **成年後見制度** 認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。
- 7 **ワンストップ** 1か所で用事が足りること。1か所で何でも揃うこと。
- 8 **ノーマライゼーション** 障害のある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通（ノーマル）の社会であるという考え方。また、そのような社会をつくろうとする理念。
- 9 **アウトリーチ** 手を差しのべること。
- 10 **NPO** 「民間の非営利組織・団体」のことで、市民が社会にある様々な問題に対して自発的・主体的に取り組み、活動している公益かつ非営利の組織・団体。
- 11 **自主防災組織** 大きな災害が起こった時、消防署などで対応できない場合、「私たちのまちは私たちが守る」という連帯感のもとに、自主的に結成されたもの。

**12 福祉サービス利用援助事業** 福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組み。

**13 アクティブシニア** 自分なりの価値観をもち、定年退職後にも、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気な高齢者世代。

**14 NPO法人** NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体を特定非営利活動法人。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。